

# 退職に向けて

本書は、退職に向けて、退職前後に必要となる事務手続等について、記載しました。

例えば、年金や医療保険等、退職後の状況(家族構成、再就職の有無等)により、手続(年金の請求時期や請求書類の提出先等)が個々に異なり、本人による請求や申請があって初めて受けることができるなど、退職後は自らが主になって事務を進めなければなりません。

本書を日頃から身近なところに置いていただき、退職後の生活に、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

なお、退職者からの希望により、退職手当に関する事項等(県費支弁教職員対象)を記載 しましたので、併せて活用してください。

#### 医療保険関係

共済組合員証関係				
現職時の組合員番号			紀陽銀行	本·支店
近戦时の祖口貝番5		共用豆球U)))  	□座番号	
任意継続組合員番号		任 意 継 続 掛 金 払 込 方 法	①一年一招	5 ②半年一括 ③毎月納付

#### 年金関係

公立学校共済組合発行			日本年金機	構発行
年金待機者番号		基礎年金番号	本 人	
年金証書番号		基礎年金番号	配偶者	
年金証書番号		その他必要事項		

#### 担当班

事項	担当班	電話番号
任意継続組合員関係	給 付 班	073-499-7147
年金関係	給 付 班	073-499-7146
年金相談関係	給 付 班	073-423-6620
共済組合貸付関係	経 理 班	
私的年金(福祉保険制度・アイリスプラン)	経 理 班	073-499-7140
退職後の健診関係	経 理 班	073-499-7140
宿泊施設の利用関係	経 理 班	
財形貯蓄関係		
児童手当関係		073-499-7878(福利厚生室)
個人型確定拠出年金 (iDeCo) 関係		※「詳細」は P66 をご覧ください

# 目 次

# 第1章

給付班		П	退職後の手続	2
			任意継続組合員制度	3
	退職後の医療保険制度	>	加入する医療保険の選択についての具体的な【例】	11
			任意継続組合員の各種給付金	14
			資格喪失後の各種給付金	15
笠 2 音				
第2章		Ţ,	<b>左</b> 秦の柳西	19
給付班			年金の概要 名称を制度 (本場 除字 ) また たみれい 目前 (会社)	
			各種年金制度(老齢・障害・遺族・年金払い退職給付)	21
			年金の支給	30 31
			<ul><li>年金額の支給調整</li><li>年金受給者の在職中(公務員、会社員)の場合の年金停止額計算</li></ul>	32
			世紀 1 日本 1 日	33
			離婚時の年金分割制度	34
	共済組合の年金制度	>	ワンストップサービス	35
			年金額等のお知らせ	36
			年金待機者登録の手続の流れ	37
			年金に関する手続の流れ	40
			年金受給者の退職時の手続の流れ(退職改定について)	43
			年金受給後に手続が必要となる場合	44
			2 つ以上の年金受給権を有する場合(年金受給の選択)の手続	46
		'n		
第3章				
経理班	共済組合貸付金	Т	退職時に貸付金が残っている場合	51
			再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け	52
	私的年金		福祉保険制度の取扱い	53
			アイリスプランの取扱い	54
	退職後の健診	>	特定健康診査等の実施について(退職者:全員)	55
			人間ドック・予防接種補助(任意継続組合員のみ)	55
	宿泊施設の利用		事業一覧(退職者:全員)	56
			宿泊施設利用補助制度(任意継続組合員のみ)	57
		ı	《公立学校共済組合全国宿泊施設一覧》	67
第4章				
	福利厚生室 退職手当	ï	退職手当とは	60
	教職員対象		請求手続	60
			支給予定日	60
			退職手当の計算	60
			動続期間の計算	62
		5	退職手当と税金	63
			お問い合わせ	63
	財形貯蓄		退職に伴う手続	66
			再就職する場合の手続	66
	児童手当		引き続き受給するための手続	66
個人型	型確定拠出年金(iDeCo)		退職に伴う手続	66

# 第1章

# 退職後の医療保険制度

1	退職後	éの手続 ····································
2	任意総	<b>迷続組合員制度</b>
	(1)	制度の概要及び加入資格
	(2)	加入手続
	(3)	任意継続掛金
	(4)	任意継続組合員に係る資格情報のお知らせ・資格確認書の交付 …6
	(5)	被扶養者の認定・取消
	(6)	任意継続組合員の登録情報変更7
	(7)	医療給付に関する報告
	(8)	高齢受給者に該当した時
	(9)	限度額適用認定証の申請・交付等
	(10)	資格喪失事由及び資格喪失手続
3	加入す	「る医療保険の選択についての具体的な【例】
	例1	配偶者が現職組合員(当共済組合員)の場合11
	例2	組合員夫婦が同時退職の場合
	例3	配偶者が任意継続組合員の場合 12
	例 4	配偶者が民間企業の現職社員の場合
	例5	配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合 13
4	任意総	±続組合員の各種給付金 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 1  △
5	資格薬	要失後の各種給付金15

# I 退職後の医療保険制度

# 1 退職後の手続き

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失することとなり、マイナ保険証<sup>(注)</sup>等を使用して在職中の医療給付を受けることが出来なくなります。

組合員資格喪失後2日以内に、退職時の所属所を通じ一般組合員は「組合員異動報告書」、 短期組合員は「短期組合員退職届出書」を提出してください。

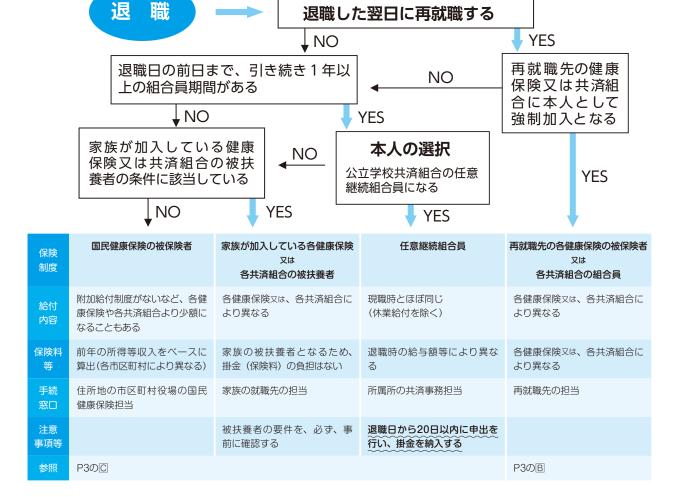
また、「資格確認書」等が交付されている場合は、併せて返納してください。

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方は、任期満了の日までに次の任用がない場合 その翌日から組合員の資格を喪失することとなります。

- (注)健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードです。お持ちでない方は共済組合から「資格確認書」が交付されています。「資格確認書」等とは資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。
  - \* 組合員証・組合員被扶養者証が発行されている方は、令和7年12月2日以降使用することが出来ませんのでお持ちの方は各自で処分してください。

#### 退職したら、どの公的医療保険制度に加入すればよいの?

退職後は、次のいずれかの保険制度に加入しなければなりません。(国民皆保険) どの制度に加入されるかは、退職後の就業の状況などで異なります。 次のフローチャートで確認してみましょう。



#### A 退職しても組合員資格が継続する場合

- (1) <u>再任用(フルタイム勤務・一般組合員)される。</u> 組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため退職後の手続きをしないでください。
- (2) 正規職員(一般組合員)が退職し、臨時的任用職員や、会計年度任用職員(短期組合員)に任用されるとき

退職日から数日あけて再度任用され「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたとき、組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。

- ※ 一般組合員から短期組合員に種別変更になるため、新たな所属所から**手続きしてください**。(資格確認書等交付されている方は返納)
- (3) <u>臨時的任用職員が期間満了後、再度、臨時的任用職員に任用されるとき(短期組合員)</u> 任用満了の日までに次の任用予定が明らかであるとき、任用が数日の間をあけて再度任用され「空白期間」 が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたとき、短期組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。 組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため「資格確認書等(交付されている方)」を**返納しないで** ください。

#### B 再就職する場合

・就職先の医療保険制度に加入する 手続等詳細については、就職先にお問い合わせください。

#### ○ 再就職しない・再就職先に医療保険制度がない(加入資格がない)場合

・公立学校共済組合の任意継続組合員になる

医療費は、本人・被扶養者7割給付で在職中と同様です。(詳細は P15 参照)

・家族の医療保険制度の被扶養者になる

被扶養者となるために収入額等の要件があり、退職後年金等の収入がある方は、被 扶養者になることができないこともあります。

手続等詳細については、加入されている家族の健康保険担当に問い合わせてください。

・国民健康保険に加入する

医療費は、本人・被扶養者7割給付です。

手続等詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当に問い合わせてください。 (「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」を裏表紙に掲載)

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、健康保険が変わったことを申告し、マイナ保険証又は新しい資格確認書を提示してください。

### 2 任意継続組合員制度

#### (1) 制度の概要及び加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方(公務員歴が1年と1日以上の方)が、<u>退職した日から20日以内に申出を行い、かつ掛金を納入する</u>ことで任意継続組合員の資格を取得することができ、退職後も引き続き(2年間を限度として)医療費等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができます。

#### (2) 加入手続

任意継続組合員になることを希望される方は、次の【提出書類】を退職時の所属所長の証明を受け、退職日以降、至急、共済組合に提出してください。

共済組合は、加入申出の書類を受理した後に掛金の額を通知(「(3)任意継続掛金」参照) しますので、必ず期限内に掛金を納入してください。(<u>退職した日から20日以内</u>) ただし、年度末退職者に限り次頁のとおり事前に受付を行います。

#### 【提出書類】・任意継続組合員申出書(所属所長の証明が必要)

・預金口座振替依頼書

令和7年度末退職者の受付期間

事前受付期間 令和8年1月15日(木)~令和8年2月16日(月)必着通常受付期間 令和8年4月1日(水)~令和8年4月10日(金)必着

※受付期間等詳細については、令和7年12月上旬に、所属所長あてに通知します。



・再就職や家族の被扶養者になることを検討されている方は、再就職先又は家族の勤務 先において、「健康保険に加入できない」又は「被扶養者として認定されない」こと が確認できている場合のみ、任意継続組合員に申し出るようにしてください。(健康 保険の加入が重複する恐れがあります。)

#### (3) 任意継続掛金

掛金額は、退職時の標準報酬月額(注 1)を基礎に算定することになっており、掛金率や平均標準報酬月額(注 2)の変更に伴い、毎年変更されます。

なお、納付額は、短期給付(医療費等)分の「任意継続掛金」と介護保険分の「介護掛金」 (40歳以上65歳未満の方のみ必要)の合算額となります。

在職中の財源については、事業主(和歌山県、公立大学法人和歌山県立医科大学等)の 負担金として2分の1を負担していましたが、任意継続組合員に変わると、全額本人負担 となります。

加入申出に基づき、掛金額を「任意継続掛金額等決定通知書」により通知します。

年度末退職者については、「任意継続掛金額等決定通知書」を次のとおり送付します。

- ・事前受付の場合・・・3月上旬に所属所
- ・通常受付の場合・・・4月随時申出者の自宅

また、<u>2年目の任意継続組合員資格の継続意思確認及び掛金額</u>については、令和8年3月上旬に通知(自宅へ送付)しますので、必要に応じて<u>期限内に手続</u>を行ってください。

#### ア掛金額

任意継続掛金 (月額)=《掛金の基礎となる標準報酬月額》×93.20/1000 介護掛金 (月額)=《掛金の基礎となる標準報酬月額》×16.08/1000 (掛金率は毎年変更されます。参考に令和7年度の率を記載しています。)

《掛金の基礎となる標準報酬月額》=下記①・②いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額(注1)
- ② 380,000 円 (平均標準報酬月額) (注 2)
- (注1) 退職時の標準報酬月額… 退職した月の短期給付の掛金の基礎となった標準 報酬月額です。(給料支給明細書の下段参照)
- (注 2) 平均標準報酬月額…… 公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日の標準報酬月額の平均で、任意継続掛金基礎額の上限となります。

令和8年度の「掛金率」が決定されしだい、「平均標準報酬月額」と共に所属所長あてに 通知します。令和7年度 任意継続組合員 掛金一覧表 P16参照。

#### イ 掛金の払込方法

掛金の納付は、原則、口座振替とします。共済登録口座(共済組合に届けている紀陽銀行の口座=加入申出時「預金口座振替依頼書」に記入した口座)から自動的に引き落とす方法です。(期日に振替できなかった場合は、「振込依頼書」により振込んでいただきます)なお、年度末退職者に係る通常受付及び年度途中退職者に係る申込の場合、初回は「振込依頼書」による振込となります。

また、<u>掛金の納付期日は、資格を継続しようとする月の前月の末日</u>です。 払込方法は、次のいずれかを選択することができます。

- ① 前納(一年一括) 一年一括納付及び半年一括納付を選択すると、
- ② 前納(半年一括) 年4.0%の複利現価法による割引があります。
- ③ 毎月納付

(払込方法及び共済登録口座は、途中で変更できませんのでご注意ください。)

口座振替(引き落とし)日 例月振替日 毎月22日

・「事前受付」初回振替 3月22日

・半年一括後期振替日 9月22日

22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日となります

#### ウ 掛金の還付

再就職等により任意継続組合員の資格がなくなったときは、前納している掛金を還付します。(年度当初等、還付手続に日数を要する場合がありますので、ご了承願います。) ただし、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収します。

#### エ 掛金の申告

任意継続掛金は、確定申告(年末調整)時に「社会保険料」として、申告することができます。

申告する際、納付証明書の添付は必要ありませんので発行しませんが、必要に応じて確認できる書類の提示に備え、次の書類を大切に保管しておいてください。

- (ア) 「任意継続掛金等決定通知書し
- (イ) 「令和 年 月分 振込金(兼手数料)受取書」(「振込依頼者」により振り込んだ控)
- (ウ) 口座振替を行った通帳印字箇所の写し(口座振替日と金額が確認できる箇所)

#### 

	和歌山市	海南市	紀の川市	田辺市	新宮市
年間の額	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円
1 か月の額 (目安)	90,833 円				

算定方法は各市町村により異なります。

詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当課に問い合わせてください。 (「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」は裏表紙に掲載)

#### (4) 任意継続組合員に係る資格情報のお知らせ・資格確認書の交付

任意継続組合員の加入に必要な書類が提出され、<u>掛金の納付を確認した後任意継続組合員に係る資格情報のお知らせを組合員に交付</u>します。併せて、資格確認書(交付対象者)を交付します。

#### 年度末退職者の交付時期等

・事前受付……3月末に退職時の所属所へ送付

・通常受付……4月下旬頃自宅に郵送

#### (5)被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されていた方で、退職後も被扶養者としての要件を備える 方については、引き続き認定されます。(この場合、継続認定の申出は不要です)

なお、任意継続組合員期間中に、新たに認定を受けようとする方ができたり、認定されている方が就職等によりその資格をなくした場合などは、手続が必要となりますので<u>速や</u>かに共済組合の給付班に問い合わせてください。

事項	提 出 書 類
被扶養者の認定	・被扶養者認定申告書
が、大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	・認定事由による必要書類
	・被扶養者取消申告書
被扶養者の取消	・取消事由による必要書類
	・任意継続組合員被扶養者証

- ア 新たな認定については、<u>その事実が生じた日から30日以内</u>に必ず手続をしてください。 30日を過ぎて申告された場合は、「被扶養者認定申告書」を共済組合が受け付けた日 からの認定となります。
- イ 被扶養者が、次の項目に該当する場合は、被扶養者としての要件を欠くことになりますので、**至急、被扶養者取消申告を行ってください**。

なお、取消の届出が遅れた場合、**取消はあくまで要件を欠いた日まで遡るため、多額 の医療費の返還**にもなりかねないので、特に注意してください。

(ア) 年間 130 万円以上の収入がある(見込まれる)方

ただし、障害年金(障害を事由とする)及び60歳以上の公的年金受給者の場合は、 180万円以上

- (注)雇用日以降1年間の収入が限度額を超えると見込まれる場合は、雇用日から取消しをすることがあります。
- (イ) パート、アルバイトにおいて、3か月連続して108,334円以上の収入のある方、雇用保険等の受給者は日額3,612円以上の方
- (ウ) 夫婦共同扶養者(「子」)を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より 多い場合(1割以上)

#### 被扶養者の認定基準額

区 分 項 目	60 歳未満の者	60 歳以上の公的年金 又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等	   年額 130万円未満	年額 180万円未満
給料等(地代、家賃、年金等)	月額 108,334 円未満	月額 150,000 円未満
雇用保険 傷病手当金等	日額 3,612 円未満	日額 5,000 円未満

※令和7年10月1日から19歳以上23歳未満である場合(配偶者を除く)年額150万円 未満(月額125,000円未満)

参考: 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間において認定基準額となるのは、平成15年1月2日から平成19年1月1日までの者です。

#### ※被扶養者の資格確認調査について

1年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているかを確認するために、調査(収入等)を行います。

被扶養者の収入状況等については常に注意してください。遡って取り消された場合には、 その間に共済組合が支払った医療費等を返還していただくことになります。

#### 収入(所得)とは

給与(通勤手当等を含む。)、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金(遺族給付・障害給付を含む。)[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金(財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金)、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学(奨励)金(生活補助的な意味を含むもの)

#### (6) 任意継続組合員の登録情報変更

→速やかに、共済組合の給付班に連絡し手続をしてください。

事 項	提出書類		
組合員又は被扶養者の氏名の変更	・組合員・被扶養者申告書 ・戸籍抄本(写)等 ・資格確認書(交付されている方のみ)		
住所等の変更	・登録情報、組合員・被扶養者申告書 ・住民票(写)等		

#### (7) 医療給付に関する報告

→ただちに、共済組合の給付班に連絡し手続をしてください。

事項	提出書類
交通事故等の第三者加害行為により負傷したとき	・事故報告書等
住所地の市町村条例に基づく公費負担医療制度(重度心身障害 児者医療制度等)に該当したとき、又は該当しなくなったとき	<ul><li>・公費負担医療費制度該当・非該当報告書</li><li>・該当の医療受給者証の(写)</li><li>又は非該当通知の(写)</li></ul>
特定疾病(慢性腎不全による人工透析、血友病)の療養を受け ることになったとき	・特定疾病療養認定申請書

#### (8) 高齢受給者に該当した時

70歳の誕生日の属する月の翌月(月の初日が誕生日の場合は誕生月)から適用となり、 共済組合から以下の書類を送付します。

送付対象者	送付書類
全員	・資格情報のお知らせ
資格確認書が交付されている方	・新しい資格確認書

#### (9) 限度額適用認定証の申請・交付等

#### ア 制度の内容

組合員や被扶養者(70歳未満の方)が傷病により医療費が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えることができます。

入院時に、医療機関から限度額適用認定証の提示を求められることがあります。 共済組合の給付班(073 – 499 – 7147)にお電話ください。 「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」用紙を送付します。

#### イ 申請等の手続

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入押印し、給付班へ提出してください。受理後、「公立学校共済組合限度額適用認定証」を交付(送付)しますので、マイナ保険証又は、資格確認書と一緒に医療機関に提示してください。

なお、「公立学校共済組合限度額適用認定証」には有効期限が表示してありますが、必要がなくなれば速やかに給付班に返納してください。

#### ウ 限度額適用認定証を提示しなかった場合

原則受診月の3か月後に、「高額療養費」として通常の医療給付金と同様に自動給付しますので、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同額となります。 なお、マイナ保険証の提示により限度額適用認定証と同様の取り扱いとなります。 認定申請は、必ず、入院前に行ってください。

※医療機関において、退院時等に医療費を支払う際に「公立学校共済組合限度額適用認定証」が必要な場合があります。

#### (10) 資格喪失事由及び資格喪失手続

→<u>速やかに共済組合の給付班に問い合わせてください。</u> 任意継続組合員の資格は、下記事由により喪失します。

#### 資格喪失事由

- ア 2年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- エ 再就職等により他の医療保険制度に加入したとき
- オ 任意継続組合員となった後、やめることを希望したとき 例1 国民健康保険に加入予定 例2 家族の被扶養者になる予定
- カ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

#### 「資格喪失事由」イ、エ、オ及びカの場合は、次の書類を提出してください。

	資格喪失事由	提出書類
1	死亡したとき	<ul><li>・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書</li><li>・戸籍謄本等(死亡年月日、還付請求者との続柄がわかるもの)</li></ul>
エ	再就職等により他の医療保険制 度に加入したとき	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・再就職先の健康保険加入日がわかるもの等の写し
オ	任意継続組合員をやめることを 希望したとき ・国民健康保険に加入予定 ・家族の被扶養者になる予定	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 任意継続組合員資格喪失申出書を受け付けた月の翌月の1 日が資格喪失日となります。 (例)7月19日申出書受付の時は8月1日が喪失日となり、 掛金は7月分まで徴収します。
カ	後期高齢者医療の被保険者等に なったとき	·任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書

《任意継続組合員に係る資格確認書等の返納について》→資格喪失後2日以内に返納願います。

任意継続組合員に係る資格確認書等とは、資格確認書、特定疾病療養受療証、高齢受給 者証、限度額適用認定証の各証のことです。(交付を受けている方のみ)

> 資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険に加入 したことを申告し、マイナ保険証、又は、資格確認書を提出してください。



#### 任意継続組合員の資格喪失について

- ①一度脱退すると再加入はできません。
- ②学校等に臨時的に任用された場合や再就職等をした場合で、共済組合の資格や健康保険の資格を得た時は、新しい健康保険加入日がわかるもの等の写しを添付して、至急、「任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書」を提出してください。
- ③国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合は、任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書を共済組合が受理した月の翌月に、それぞれの手続を行うことになります。(申出書を共済組合が受理した月の末日までは、任意継続組合員です。)

#### よくある質問

- Q 任意継続組合員の期間中に臨時的任用職員に任用された場合、どのような手続を したらいいの?
- A 臨時的任用職員に任用された場合は、任用時から共済組合の組合員(現職)資格 を取得します。よって任意継続組合員資格を喪失することになります。

#### ☞ 手続は

- →①共済組合に連絡してください。 ○年○月○日から臨時的任用職員に任用されます。
  - ②共済組合から、喪失手続に必要な書類を送付します。

任意継続組合員証等の返納等

任用 臨時的任用職員 喪失 共済組合員 仕意継続組合員 共済組合員 ① 任意継続組合員の加入資格は1年と 1日以上必要

任意継続組合員

③その後、臨時的任用職員(1年と1日以上)が期間満了になりました。 1年と1日以上の期間があれば、任意継続組合員の加入資格があります。 1年以下の場合は、任意継続組合員の加入資格はありません。

#### お願い

資格喪失後の任意継続組合員に係る資格確認書等の返納について 任意継続組合員期間満了時はご自分で処分してください。

# 3 加入する医療保険の選択についての具体的な【例】

掛金(保険料)の金額と給付内容を比べて、加入する医療保険を決めると良い思います。

#### 例1 配偶者が現職組合員(当共済組合員)の場合

組合員: 昭和 40 年 1 0 月 1 0 日生 60 歳 令和 7 年度末退職

再就職しない、退職後収入なし

令和12年11月(65歳)~

老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額 220 万円を受給予定

配偶者: 昭和 46 年 12 月 15 日生 54 歳 現職教職員

- 配偶者の被扶養者となる
  - ・令和 8年 4月~ 普通認定申告する (扶養手当が認められる)
  - ・令和 12 年 11 月~ 年金等が 180 万円以上となるため、被扶養者取消申告する。
    - ⇒ 国民健康保険に加入する。

もしも、年金等が130万円以上180万円未満の場合は、・・・

- ・令和 8年 4月~ 普通認定申告する (扶養手当が認められる)
- ・令和 12 年 11 月~ 普通認定から特別認定に変更手続\*を行う。
- ※変更手続は、配偶者が行い所属所から共済組合に提出する。

#### 例2 組合員夫婦が同時退職の場合

組合員 (夫): 昭和 36 年 10 月 10 日生 64 歳 令和 7 年度末退職 (再任用)

再就職しない、退職後収入なし

令和8年11月(65歳)~

老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額 220 万円を受給予定

組合員 (妻): 昭和 40 年 12 月 15 日生 60 歳 当共済組合員 令和 7 年度末退職

再就職しない、退職後収入なし

○ 組合員(夫)……任意継続組合員(夫)になる

組合員(妻)……任意継続組合員(夫)の被扶養者となる

- ※ 妻が任意継続組合員で夫が被扶養者でも、どちらでも可。
- ・任意継続掛金額の比較をする。
- ・今後の再就職の見通し等も考慮する。



妻が任意継続組合員で夫が被扶養者として認定した場合、夫が令和8年10月に65歳に到達し、老齢基礎年金・老齢厚生年金の請求を行うと、年金等が180万円以上になるので、被扶養者取消申告が発生する。

#### 例3 配偶者が任意継続組合員の場合

組合員: 昭和 40 年 10 月 10 日生 60 歳 令和 7 年度末退職

再就職しない、退職後収入なし

令和12年11月(65歳)~

老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額 220 万円を受給予定

配偶者: 昭和39年12月15日生 61歳 令和6年度末退職

現在任意継続組合員(任意継続組合員期間 令和7年4月~令和9年3月)

- 配偶者(任意継続組合員)の被扶養者となる
  - ・令和8年4月~ 配偶者(任意継続組合員)の被扶養者特別認定申告をする
  - ・令和9年4月~ 配偶者と共に国民健康保険に加入する

#### 例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合

組合員: 昭和 40 年 10 月 10 日生 60 歳 令和 7 年度末退職

再就職しない、退職後収入なし

令和12年11月(65歳)~

老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額 220 万円を受給予定

配偶者: 昭和 44 年 12 月 15 日生 56 歳 民間企業に勤務(健康保険)

○ 配偶者(健康保険)の被扶養者となる

注意:事前に配偶者(健康保険)の被扶養者としての認定要件を確認してください。 それぞれの保険者で認定要件(年間収入額の算定方法等)が異なるので、認定 されないことがあるため。

#### 年間収入額の算定方法

- ・健保組合等(他の保険者):要件を備えた日の属する年1年 令和7年度末退職:令和8年1月~12月の1年間 1月~3月の収入が130万円以上の場合は認定されない ことがある。
- ・当共済組合:要件を備えた日以降1年間 令和7度末退職:令和7年4月~令和8年3月

もしも、配偶者(健康保険)の被扶養者に認定されないときは・・・。

○ 任意継続組合員になるか国民健康保険に加入するか選択してください。

#### 例 5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合

組合員: 昭和 40 年 10 月 10 日生 60 歳 令和 7 年度末退職

再就職しない、個人年金 120 万円受給

令和 12 年 11 月 (65 歳) ~

老齢基礎年金と老齢厚生年金と合わせて試算額 220 万円を受給予定

配偶者: 昭和 39 年 12 月 15 日生 61 歳 令和 6 年度末退職

現在任意継続組合員(任意継続組合員期間 令和7年4月~令和9年3月)

無職、個人年金60万円受給

令和12年1月(65歳)~ 老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給予定

長 男: 平成 14 年 4 月 23 日生 令和 7 年 4 月 1 日就職 当共済組合員資格取得

まず、一番の扶養義務者は、配偶者と考えます。

○ 配偶者(任意継続組合員)の被扶養者(例3)

長男の被扶養者になる場合、実態に合った申告を行っていただくことになります。

**長男と別居している場合は、次のとおり一定金額の仕送りを受けていることが条件です。** 

組合員の収入額(年金等組合員自身の収入並びに長男及び長男以外の者の送金等による収入の合計額)に占める長男の送金額の割合が、3分の1以上でなければなりません。

なお、長男が長男以外の者と組合員を扶養する場合は、長男の送金額が長男以外の者の負担額を上回っていなければなりません。

#### 被扶養者の範囲

被扶養者は、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければならない。

次の(1)~(3)に該当する場合は、上記②に該当しない。

- (1) その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当を地方公共 団体、国その他から受けている場合
- (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者とはいえない場合
- (3) 年間 130 万円以上の所得がある者の場合 (障害を支給事由とする公的年金等の受給者、60 歳以上の公的年金等の受給者に ついては、年額 180 万円以上)

#### 収入(所得)とは

給与(通勤手当等を含む)、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金 (遺族給付・障害給付)、[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金(財形年金、 企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金)、恩給、扶助料、雇用保険等、 傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時雇用やパート等の収入、奨学(奨 励)金(生活補助的な意味を含むもの)等です。

# 4 任意継続組合員の各種給付金 → 本人請求の事項が生じた際は速やかに

→ 本人請求の事項が生じた際は速やかに 共済組合、給付班に問い合わせてくだ さい。

		<u>201</u> ,				
	種目	給付	内容			
	1重 口	(組合員本人)	(被扶養者)			
(マイナ保険	療養の給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	医療費等の7割(注1)				
(マイナ保険証等を使用する限りにおいて請求不要)自動給付	高額療養費	過額が高額療養費として給付されます。	「円未満···80,100円+(医療費(※)			
において請	入院時食事療養費 同家族療養費	食事療養にかかる費用より標準負担額を	を控除した額			
求不要)	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	自己負担額(注 2)から 25,000 円を招 負担を受けられる場合は除く)	陰にた額(100円未満切り捨て)(公費			
	療養費、家族療養費	療養に要した費用、装具装着に要した費用 ・やむをえない事情により組合員証を使 ・医師が治療上必要と認めたもので、コル	用しないで医療機関で受診したとき。			
	移送費、家族移送費	実費相当額 組合員又は被扶養者が、療養を受けるがついて、共済組合が必要と認めたとき	こめに医療機関に移送された際の費用に (要事前承認)			
	出産費、家族出産費	488,000円 妊娠4か月以上で出産(死産を含む)し 産科医療補償制度に加入している医療 度の掛金」(12,000円)を納めた場合(	機関において出産し、「産科医療補償制			
本人請求	出産費附加金 家族出産費附加金	50,000 円 上記出産費、家族出産費と同様				
浆	埋葬料、家族埋葬料	50,000 円 組合員又は被扶養者が死亡したとき				
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	25,000 円 上記埋葬料、家族埋葬料と同様				
	弔慰金、家族弔慰金	※標準報酬月額×1 ※標準報酬月額×70/100				
	<b>中慰亚、</b>	組合員又は被扶養者が非常災害により死	正亡したとき			
		※標準報酬月額× (0.5 ~ 3)				
	災害見舞金	組合員及び被扶養者の住居・家財が 非常災害により、損害を受けたとき				

- ※給付金の算定に当たっては、任意継続組合員の「標準報酬月額」(P4)に基づき行います。
  - (注1) 医療費等の7割 (一部年齢により割合が異なります。)
  - (注2) 自己負担額は概ね3割(一部年齢により割合が異なります。)

# 5 資格喪失後の各種給付金

#### ◇組合員が退職後、又は、任意継続組合員資格喪失後も次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産費	1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したときは、出産費の給付が受けられます。 (注) 出産費附加金は給付されません	488,000円+12,000円※ ※産科医療補償制度加入機関において妊娠4か月以上で出産(死産を含む)した場合で「産科医療保障制度の掛金」を納めた場合に加算
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき(資格喪失後、死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の資格を取得したときは、これらの組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は給付されません。)	50,000 円(定額)

#### ◇組合員が退職後、次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産手当金	1年以上組合員であった方が退職した際に出産 手当金を受けている場合(出産日又は出産予定 日が組合員の資格喪失日に前日から 42 日以内で ある場合)には、その方が退職しなかったとし たならば受けることができる期間、継続して給 付されます。	標準報酬日額× 2/3 ×日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く)
傷病手当金	1年以上組合員であった方が、公務によらない 病気または負傷により就労能力を失い、引き続き勤務に服することができないまま退職したとき、又は、退職した際に傷病手当金を受けている場合は給付されます。 (注)傷病手当金附加金は給付されません	{(標準報酬日額×2/3) - (年金額※×1/264)} ×日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く) ※受給する同一の傷病による障害 給付又は老齢給付の年金額の合 計金額

他の組合の組合員の資格を取得した場合等には、上記の給付金を受けられないので、公立学校共済組合和歌山支部給付班(「傷病手当金」は年金担当)まで問い合わせてください。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から2年間請求しない場合、時効により消滅します。

# 令和7年度 任意継続組合員 掛金一覧表

93.20	16.08
分の	分の
1000	1000
短期掛金率	※介護掛金率

※ 介護掛金40歳以上65歳未満

中	等級	26等級	※每个份# 23 生活	原則口座振替、但し通常受付・年度途中は初回振込
標準報酬	月額	380,000円	# 0.14 Z	1年一括・半年一括・毎月
				毎月22日 事前受付初回振替日 3月22日
12か月前	[約の率	11.7485020	※掛金の口座振替日	半年一括後期振替日 9月22日
11か月前	納の率	10.7869636		22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日

				12か月前	か月前納の率	11.7485020	※掛金の口座振替日	1 半年一括後期振替	類振替[	日 9月22日	
				11か月前納の率	う納の率	10.7869636		22日が土・日	コ曜日、杉	22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業	融機関の翌営業日
非無罪	<b>東山公本公司</b>										
保牢報	<b>倧</b>	任意継	任意継続掛金算定基準額					毎月納付	付	事前受付	通常受付
新 機 明	退職時の 標準報酬月額	掛金等級	掛金基礎標準月額	短期掛金 (月額)	短期掛金 (年額)	↑ 所護掛金 (月額)	è 介護掛金 (年額)	短期·介護計 (年額)	. 1	短期・介護計(年額) 12か月前納	短期・介護計(年額) 11か月前納
12	150,000	12	150,000	13,980	167,760		2,412 28,944		196,704	192,581	193,212
13	160,000	13	160,000	14,912	178,944		2,572 30,864		808'602	205,411	206,083
14	170,000	14	170,000	15,844	190,128		2,733 <b>32,796</b>		222,924	218,252	218,967
15	180,000	15	180,000	16,776	201,312		2,894 <b>34,728</b>		236,040	231,093	231,849
16	190,000	16	190,000	17,708	212,496		3,055 36,660		249,156	243,934	244,733
17	200,000	17	200,000	18,640	223,680		3,216 <b>38,592</b>		262,272	256,775	257,616
18	220,000	18	220,000	20,504	246,048	.8	,537 <b>42,444</b>		288,492	282,445	283,370
19	240,000	19	240,000	22,368	268,416		3,859 <b>46,308</b>		314,724	308,127	309,137
20	260,000	20	260,000	24,232	290,784		4,180 <b>50,160</b>		340,944	333,799	334,892
21	280,000	21	280,000	26,096	313,152		4,502		367,176	359,481	360,658
22	300,000	22	300,000	27,960	335,520		4,824 57,888		393,408	385,163	386,424
23	320,000	23	320,000	29,824	357,888		5,145 <b>61,740</b>		419,628	410,833	412,178
24	340,000	24	340,000	31,688	380,256		5,467 <b>65,604</b>		445,860	436,516	437,944
25	360,000	25	360,000	33,552	402,624		5,788 <b>69,456</b>		472,080	462,186	463,699
26	380,000	26	380,000	35,416	424,992		6,110 73,320		498,312	487,868	489,465
27	410,000	26	380,000	35,416	424,992		6,110 73,320	Ī	498,312	487,868	489,465
28	440,000	26	380,000	35,416	424,992		6,110 73,320	·	498,312	487,868	489,465
59	470,000	26	380,000	35,416	424,992		6,110 73,320	Ī	498,312	487,868	489,465
30	500,000	26	380,000	35,416	424,992		6,110 <b>73,320</b>		498,312	487,868	489,465

# 第2章

# 共済組合の年金制度(一般組合員向け)

1	年金の概要	
2	老齢給付	21
	(1) 老齢厚生年金(経過的職域加算額含む。)	21
	ア 老齢厚生年金	21
	(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給	22
	(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給	23
	(4) 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続き	24
3	障害給付	25
	(1) 障害厚生(共済)年金 ·······	25
	(2) 障害手当金(一時金)	
4	遺族給付	27
	(1) 遺族厚生年金 ······	27
	(2)遺族厚生(共済)年金の転給制度の廃止	27
5	年金払い退職給付(退職等年金給付)	28
	(1) 退職年金 ······	
	ア 終身退職年金	
	イ 有期退職年金	
	ウ 退職年金の支給の繰上げ	
	エ 退職年金の支給の繰下げ	
	オ 受給権者が死亡したとき	
	(2) 公務障害年金 ······	
	(3) 公務遺族年金 ······	
6	年金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	年金額の支給調整(老齢厚生年金)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 年金受給者が在職中(公務員、会社員等)の場合の支給停止	
	(2)雇用保険の給付を受ける方の調整	
	ア 失業給付の基本手当	
	イ 高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金)	31

8	年金受給者の在職中(公務員、会社員)の場合の年金停止額計算 …	32
9	退職後の年金制度への加入	33
10	離婚時の年金分割制度	34
	(1)合意分割 ······	
	(2) 第3号被保険者期間の分割	34
11	ワンストップサービス	35
	(1)年金相談 ·····	35
	(2) 年金情報(ねんきん定期便)の提供	35
	(3) 年金請求の受付手続	35
	(4)年金受給権者の届出手続	35
12	年金額等のお知らせ	36
	(1)年金見込額 ·······	36
	ア ねんきん定期便	36
	イ マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービス …	36
	(2)「年金払い退職給付」の積立額を確認できます	36
13	年金待機者登録の手続の流れ	37
14	年金に関する手続の流れ	··· 40
	(1)老齢厚生年金 ·······	··· 40
	(2)障害厚生(共済)年金 ·······	
	(3) 遺族厚生(共済)年金 ····································	··· 42
	(4) 年金払い退職給付	··· 42
15	年金受給者の退職時の手続の流れ(退職改定について)	··· 43
16	年金受給後に手続が必要となる場合	44
	(1)住所、氏名または金融機関の変更をするとき	44
	(2) 再就職したとき (議員になったときも含む。)	44
	(3)年金受給者に一身上の異動があったとき	45
	(4) 年金証書をなくしたとき	45
17	2つ以上の年金受給権を有する場合(年金受給の選択)の手続	··· 46

# 共済組合の年金制度

## 1 年金の概要

#### ・長期給付とは

組合員および遺族に対して行われる年金の決定・支給のことです。

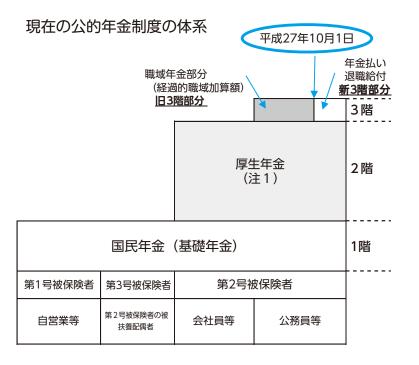
組合員の老後や、在職中の病気やけがにより障害の状態になった場合の生活、不幸にも死亡した場合の遺族の生活を支えるために、共済組合等から年金が支給されます。

#### · 公的年金制度

昭和61年の改正により、全国民(20歳~60歳まで)が国民年金(基礎年金)に加入することとなり、組合員とその被扶養配偶者(第3号被保険者)にも適用しています。

組合員は、国民年金(基礎年金)と共済年金の二重加入しているとみなし、基礎年金相当部分(1階部分)の国民年金、厚生年金相当部分(2階部分)と職域年金相当部分(旧3階部分)の共済年金を受け取ることとなっていました。

共済年金は平成27年10月1日(以下、施行日)以降、「被用者年金一元化」により、 共済年金のうち厚生年金部分(2階部分)の年金は、「厚生年金保険」に統一されました。 なお、この一元化に伴い職域年金相当部分の年金(以下「経過的職域加算額」)が廃 止され、新たな年金制度「退職等年金給付(以下「年金払い退職給付」)」(新3階部分) が設けられました。



#### (注1)

被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者(加入者)は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。

公立学校共済組合員は(3)となります。

(1) 一般厚年被保険者

民間会社員

(2) 国共済厚年被保険者

国家公務員

(3) 地共済厚年被保険者

地方公務員

(4) 私学共済厚年被保険者

私立学校教職員

[職域年金部分の額(経過的職域加算額)および年金払い退職給付の概要]

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過的職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。

資格取	得 H 27	'.10 資林	8喪失
組合員期間	経過的職域加算額	年金払い退職給付	

#### ・長期給付の種類

給付の種類	共済組合の年金	国民年金
老齢給付	老齡厚生年金(経過的職域加算額)	老齢基礎年金
年金払い退職給付 (退職等年金給付)	退職年金 (終身退職年金·有期退職年金) 公務障害年金 公務遺族年金	
障害給付	障害厚生年金 (公務上 · 公務外) 障害手当金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金(公務上・公務外)	遺族基礎年金

#### ・年金の併給調整

公的年金制度は「1人1年金」が原則です。年金受給権が複数ある場合は「年金受 給選択申出書」を提出していただきます。(選択替え可能)

#### ・年金額の算出基礎

組合員期間 ――― 加入していた月数

#### 算出基礎

- (1) 昭和56年4月1日~平成15年3月31日までの組合員期間に係る平均給料月額
- (2) 平成 15 年 4 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間に係る平均給与月額 (期末手当等含む)
- (3) 平成27年10月1日以降の組合員期間に係る平均標準報酬額(標準期末手当等含む)

組合員期間に応じて、上記(1)~(3)で算出した年金額を合計して支給することとなります。また、(1)(2)の組合員期間を有する方には、厚生年金部分と同時に、経過措置として職域年金部分も併せて計算されます。

なお、年金払い退職給付は、公務員独自の年金制度となりますので、別個の年金として計算されます。

#### ・年金支給



公務員として勤務した年金は、退職した時の所属していた共済組合から支給します。 (2+3+4)

ワンストップサービス (P37 参照) により他の実施機関の請求受付をどの窓口でも行えますので、講師として加入していた一般厚生年金被保険者期間 (①) の請求も同時に行うことができます。(現職組合員は、原則和歌山支部へ請求書を提出してください。)

ただし、決定(裁定)、支給は各実施機関で行います。

#### ・年金の請求

年金は、自動給付ではありません。請求書等一件書類を実施機関に提出してください。 時効は給付事由が生じた日から5年です。

# 2 老齢給付

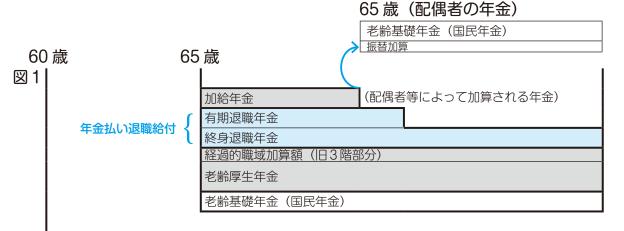
(1) 老齢厚生年金(経過的職域加算額含む。)

老齢厚生年金は、退職後の所得を保障するために支給される年金です。

#### ア 老齢厚生年金

- ・支給要件
  - a 65歳以上であること
  - b 厚生年金被保険者期間があること(P19参照)
  - c 受給資格期間が10年以上であること(※1参照)
- ※1 厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)を合算した期間をいいます。

法改正のため平成29年8月より、「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。



が老齢厚生年金に該当する部分になります。

が新3階部分になり、施行日以降に加入した期間が支給されます。

は日本年金機構から支給されます。

図1の場合、年金制度加入期間が共済組合のみの方の年金証書は、「老齢厚生年金」「退職共済年金(経過的職域加算額)」「年金払い退職給付」「老齢基礎年金」の4種類です。

#### 加給年金(配偶者または子の年金)

加給年金とは厚生年金被保険者期間が20年以上である者が満額支給の年金を受給した時または65歳に達した時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者(収入が850万円(所得金額655万5千円)未満かつ、年金を受給していないこと)や18歳に達した日の属する年度末までの間にある子または20歳未満の障害状態が1~2級にある子がいるときに加算されるものです。

- ※ 加給年金の対象となる配偶者が、障害給付または加入期間 20 年以上の老齢給付の受給権がある場合は、加給年金の支給が停止されます。
- 昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が65歳で受けることとなる老齢基礎年金に、一定の要件により『振替加算』が加算されます。(詳細は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。)
- (ご) 令和元年 10 月より「年金生活者支援給付金」という制度が開始されました。 当該給付金については、日本年金機構が審査決定や支給事務を行います。支給には「前年の年金収入額とそ の他の所得額の合計が 878,900 円以下であること」等の複数の要件がありますので、ご自身が支給対象に なるか否か等は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。

(前年の年金収入額に障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。)

#### (2) 老齢厚生年金の繰上げ支給

年金受給要件を満たした方が、60歳に達した以降、希望すれば年金を繰り上げて請求することができます。ただし、一度請求すると繰上げを取り消すことはできませんので、十分にご検討ください。

なお繰上げ請求については、以下の留意事項があります。

- 定 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全ての年金が減額支給となります。)
- 年金払い退職給付についても、別途繰り上げて受給できます。

#### ・留意事項

- a 年金額は繰り上げた月数1ヵ月あたり0.4%(注1)が減額され、減額は 生涯続きます。
- b 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全て減額支給となります。)
- c 平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額も同時に繰上げ 請求する必要があります。(計算方法は下記の計算式と同じです。) 老齢厚 生年金の繰上げ支給の請求書によって、併せて請求することとなります。
- d 在職中でも請求できますが、一部または全額支給停止されます。
- e 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。
- f この制度を利用すると、事後重症(P27参照)による障害厚生(共済)年金などの請求はできません。

#### <計算式>-

繰上げ請求後の老齢厚生年金受給額

老齢厚生年金額×(1-4/1000(注2)×繰上げする月数)

繰上げ請求後の老齢基礎年金受給額 (※最大 24%減額)

= 老齢基礎年金額×(1−4/1000(注2)×繰上げする月数)

#### 例 昭和38年6月11日生まれの方が、62歳からの繰上げ支給を希望した場合

# 受給開始年齢 65歳 老齢厚生年金 約150万円 老齢基礎年金(国民年金)約70万円



62歳からの繰上げ支給を希望した場合

老齢厚生年金 約128万円 老齢基礎年金(国民年金)約59万円 62 65 **老齢厚生年金 老齢厚生年金** ←128万 ←59万

- (注1) 昭和37年4月1日以前生まれの者は0.5%
- (注2) 昭和37年4月1日以前生まれの者は5/1000

#### (3) 老齢厚生年金の繰下げ支給

「老齢厚生年金」は 65 歳から受給することができます。ただし、本人の希望により、 65 歳に達したときには請求せず、66 歳以降に繰下げを申し出ることにより、その翌月分から繰り下げた期間に応じて加算した年金を受け取ることができます。

#### ・繰下げ加算額

原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、繰り下げた月数1カ月あたり0.7%の増額率を乗じて計算します。

65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は年金の支給はありません。また、加給年金額は繰下げ待機中には受給することができず、繰下げ加算額の計算の対象にもなりません。

(公務員、会社員等)での年金の支給停止(在職停止)される部分については、 増額の対象外となります。

#### ・次に該当する方は、繰下げの申出を行うことができません

- a 66歳到達前に遺族や障害の年金(障害基礎年金を除く。)の受給権を有している方
- b 他の公的年金制度による、65歳から支給の老齢厚生(退職共済)年金を 既に受給している方

#### ・留意事項

- a 他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生 年金を同時に繰り下げる必要があります。
- b 平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」も老齢厚生年金と同様の条件で繰下げ申出を行うこととなります。
- c 老齢厚生年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る年金払い退職給付は、それぞれ別の希望月で請求(繰下げ申出)することができます。
- d 繰下げ支給の老齢厚生年金は、最大 120 月(注3)まで繰下げ待機することができます。75歳(注4)到達日以後に受給の申出をした場合、請求時期に関わらず、75歳(注4)到達時点での増額率になり、75歳(注4)まで遡って年金が決定支給されることとなります。なお、80歳(注5)到達後に受給の申し出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

#### <計算式>

老齢厚生年金額×(1+7/1000×繰下げる月数)

- = 繰下げ請求後の老齢厚牛年金受給額
- (注3) 昭和27年4月1日以前生まれの者は60月
- (注4) 昭和27年4月1日以前生まれの者は70歳
- (注5) 昭和27年4月1日以前生まれの者は75歳

#### (4) 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続き

年金受給を希望する場合、年金受給希望対象月の前月に請求書を提出しなければなりません。年金は、請求書の受理日の翌月から支給が開始されます。

ワンストップサービスの対象になりますので、どの実施機関(日本年金機構、共済組合等)でも手続ができます。受給を開始したい月の1ヵ月前にご希望される実施機関の窓口にお問い合わせください。ただし、退職後6ヵ月以内に請求を希望される場合は、公立学校共済組合和歌山支部へご連絡ください。

- ※ 繰上げ請求の場合は、全ての年金が減額支給となります。
- ※ ワンストップサービスについては、P35 を参照ください
- 例 令和8年3月31日退職で昭和38年6月11日生まれの方が、 63歳到達の翌月(令和8年7月)から年金を受給したい場合

請求書問合せ先:公立学校共済組合和歌山支部

請求書提出先 : 公立学校共済組合和歌山支部

請求書提出期限:令和8年6月30日まで

※ 請求書の送付には2日~3日程お時間を要しますので、余裕を持って お問合せください。

# 3 障害給付

#### (1) 障害厚生(共済)年金

組合員が在職中の病気やけがで、障害の状態になったときは、年齢に関係なく、年金または障害手当金(一時金)が支給されます。障害厚生(共済)年金の年金額は、公務等による傷病(公務または通勤による傷病)と公務等によらない傷病では異なります。

なお、請求方法は障害認定日請求と事後重症請求の2つがあります。

また、障害厚生(共済)年金は在職中も、厚生年金部分のみ支給されます。

#### ・支給要件

- a 厚生年金被保険者期間に初診日(※1)があること (原則として、初診日が属する実施機関において決定)
- b 保険料納付要件を満たしていること
- c 障害認定日(※2)または、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ※1 初診日:病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- ※2 障害認定日:原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、初診日から1年6ヵ月以内に下記の状態になった場合は障害認定日が異なります。

#### 特例症例 -

- ・上肢、下肢を離断又は切断したもの
- ・心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器 (ICD) 又は人工弁を装着したもの
- ・心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの
- ・心臓再同期医療機器、除細動器機能付き心臓再同期医療機器を装着したもの
- ・人工肛門、又は尿路変更術を施したもの
- ・遷延性植物状態であるもの

- ・胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工 血管(ステントグラフトも含む)を挿入 置換したもの
- ・人工透析療法を施したもの
- ・喉頭全摘出手術を施したもの
- ・新膀胱造設術を施したもの
- ・在宅酸素療法を行っているもの
- ・脳血管疾患による機能障害のもの
- ・人工骨頭又は人工関節を挿入置換したもの
- 障害等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。(障害程度の認定 請求をしていただき、本部の専門医が決定します。)
- 障害等級1・2級に認定された場合、障害厚生年金と同時に障害基礎年金を受給することになります。

#### ・障害認定日請求

障害認定日まで遡って年金を受給することができます。認定日から年金請求日までの期間が1年未満の場合は認定日時点の診断書が1枚、1年以上の場合は認定日時点と現況の診断書の2枚が必要であり、認定日時点の症状で審査します。

#### ・事後重症請求

事後重症請求の場合、請求書を和歌山支部で受け付けた翌月分から受給でき、現況の診断書で審査します。

また、在職中に初診日があり、かつ障害認定日(初診日から1年6月経過した日またはそれ以前に症状が固定した日)に1~3級に該当しなかったが、その後症状が悪化した場合65歳に達する日の前日までに、初診日時点で加入していた実施機関(ただし、初診日が共済組合の組合員期間にある場合は、最後に加入した共済組合)へお問い合わせください。

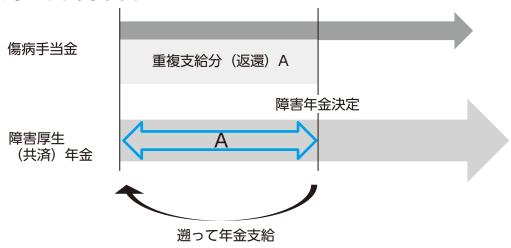
#### ・障害厚生(共済)年金と短期給付の傷病手当金(P 15)との調整

同一の傷病について障害厚生(共済)年金(障害基礎年金)の支給を受けることが できる場合、障害厚生(共済)年金と傷病手当金の調整が必須となります。

> 傷病手当金【日額】 (報酬日額×2/3)

障害厚生年金(障害基礎年金)【日額】 (年金額×1/264) 傷病手当金と障害厚生年金等を日額で比較し、差額を傷病手当金として支給する

場所手当金を受給している組合員で、後に障害厚生(共済)年金等が決定された場合、 支給が重複している期間が発生しますので、その期間の障害年金相当金額を返還して もらうこととなります。



#### (2) 障害手当金(一時金)

#### ・支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。ただし、下記のいずれかに該当する場合は支給されません。

- a 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていないとき
- b 厚生年金保険の年金給付の受給権があること(障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した人を除く)
- c 国民年金の給付または共済組合等の年金給付の受給権があるとき
- d 同じ傷病・けがで地方公務員災害基金(労災保険)による障害補償給付、労働基準法による障害補償、船員保険法による障害給付などを受けられる者

# 4 遺族給付

#### (1) 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者の死亡後、遺族に支給される年金です。

障害厚生年金同様公務等による死亡と公務等によらない死亡では年金額は異なります。

#### ・支給要件

- a 次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。
  - ① 厚生年金被保険者が死亡したとき
  - ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金 被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前 に死亡したとき
  - ③ 障害等級の1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金等の受給 権者が死亡したとき
  - ④ 受給資格期間が 25 年以上ある老齢厚生(退職共済)年金の受給権者または受給資格期間が 25 年以上ある方が死亡したとき
- b 遺族として受給すべき該当者がいること

組合員又は、組合員であった者の死亡当時、その者により生計を維持されていた者のうち恒常的な収入が850万円(所得金額655万5千円)未満(5年以内に定年退職により850万円未満となることが明らかな者を含む。)に該当する下記(第一~第四順位)の者になります。

第一順位 配偶者\*1 及び子\*2 第二順位 父母\*1 第三順位 孫\*2 第四順位 祖父母\*1

- ※1 遺族厚生年金は、55歳以上の者が対象になります。(妻は年齢条件なし)
- % 2 18 歳に達した日の属する年度末までの間にある者または 20 歳未満で障害等級 1  $\sim$  2 級の状態にある者が対象になります。

#### ・注意事項

遺族に該当する者が、夫・父母・祖父母の場合、遺族厚生(共済)年金は 60 歳まで支給停止になります。ただし、遺族基礎年金を受給する夫については、遺族厚生(共済)年金も支給されます。

遺族基礎年金は、残された子または子のいる配偶者に支給される年金です。

なお、遺族に該当する者が30歳未満の妻の場合、夫の死亡当時に遺族基礎年金の 受給権がないときは、遺族厚生年金は5年を経過すると打ち切られます。

#### (2) 遺族厚生 (共済) 年金の転給制度の廃止

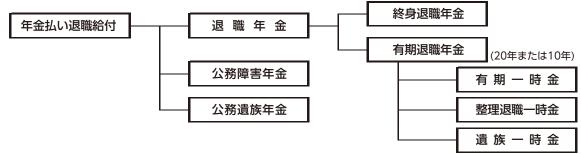
平成27年10月1日以後に死亡した者の遺族厚生年金については、同順位の遺族がいない限りは消滅します。

# 5 年金払い退職給付(退職等年金給付)

施行日以降、共済年金の職域年金部分が廃止され、新たな3階部分として年金払い退職 給付が創設されました。

年金払い退職給付は、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3つの給付があります。

保険料は標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。



#### (1) 退職年金

65 歳から受給できる給付で、積立てた給付算定基礎額をそれぞれ 1/2(組合員期間が 10 年未満のときはそれぞれ 1/4)にし、有期退職年金と終身退職年金として、受給します。 (P31 図 3 参照)

#### ・支給要件

- a 1年以上の引き続く組合員期間があること(平成27年10月以前の組合員期間含む。)
- b 65歳に達していること
- c 退職していること

#### ア 終身退職年金

終身にわたり受給できる年金です。

#### イ 有期退職年金

請求の際に、20年、10年もしくは一時金(有期一時金)のいずれかの支給期間を選択し、受給します。



- 一時金(有期一時金)を選択する場合、退職手当等とみなす一時金として退職所得の課税対象となりますので、退職した年の所得として退職手当等の額と合算して税額を計算しなおします。「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要となります。
- じず 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分又は、これに相当する処分をうけて退職した場合、当座の生活を保障するため、有期年金部分を整理退職一時金として支給します。
- 下 本人(組合員期間1年以上を有する者)死亡の場合は、有期退職年金の残余部分を遺族に遺族一時金として支給します。



#### ウ 退職年金の支給の繰上げ

退職年金の受給要件を満たし、60歳以上65歳未満であれば、繰上げて請求することができます。ただし、給付算定基礎額は繰上げの請求をした日までとなります。

#### エ 退職年金の支給の繰下げ

退職年金の受給権者である者が、請求をしていない場合に、受給権を取得した日から 10 年までの間であれば、繰下げて請求することができます。この場合の、給付算定基礎額は繰下げの申出をした日までとなります。

退職年金の繰上げ又は繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

#### オ 受給権者が死亡したとき

終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族(P29参照)に一時金として支給されます。

#### (2) 公務障害年金

- ・支給要件 次の全てを満たすことが必要です。
  - a 公務による傷病により障害状態となったこと
  - b 公務による傷病の初診日において組合員であること
  - c 障害認定日において、その公務による傷病により、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害状態であること

#### ・留意事項

- a 全額終身年金として支給されます。
- b 組合員である間は、全額支給停止されます。
- c 障害の程度が変わった場合は、年金額が改定されます。
- d 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。
- (3) 公務遺族年金 次のいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。
  - a 組合員が公務による傷病により死亡したとき
  - b 退職後、組合員であった者が、組合員期間中に初診日がある公務による傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
  - c 障害等級 1 級または 2 級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった 公務による傷病により死亡したとき

# 6 年金の支給

年金支給の対象となる月は、受給権発生日の翌月分からとなります。

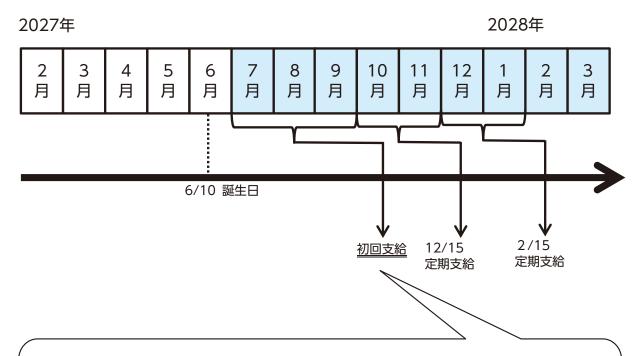
2月、4月、6月、8月、10月そして12月の支給期月の15日に、その支給期月の前月までの2ヵ月分の年金を受給します。

15日が土曜日であれば、14日に支給されます。15日が日曜日であれば13日に支給されます。

ただし、初回支給日は年金決定後(請求書を提出した**約3~4ヵ月後**)の支給となりますので、必ずしも、定期支給日に支給されるとは限りません。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分	12 月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10 月分
	1 月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11 月分

たとえば、昭和37年(1962年)6月10日生まれの方であれば、令和9年(2027年)7月分から老齢厚生年金を受給することになります。



被用者年金一元化により、他の公的年金機関と情報交換を行いますので、本部で受付した日から年金決定まで、3~4ヵ月ほど時間を要します。

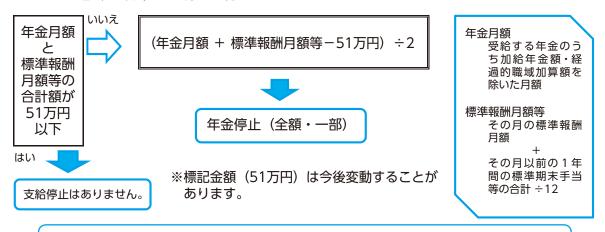
なお、初回は決定した時点で支給しますので、偶数月の15日支給とは限りません。

# 7 年金額の支給調整

#### (1) 年金受給者が在職中(公務員、会社員等)の場合の支給停止

以下の算式により、在職中の年金の全額、一部が支給停止となります。

2つ以上の種別の厚生年金を受けている場合は、年金額を合算して支給停止額を計算します。 ただし、老齢基礎年金の調整は行われません。



加給年金額が支給される場合で、年金の一部が支給停止の場合は加給年金額が減額されず支給されますが、全額が支給停止となる場合には、加給年金額も支給されません。 加給年金(配偶者または子の年金)については、P21、P43参照

- 被用者年金制度に加入していない場合は、年金額の調整は行われません。
- 定家 年金月額のうち、経過的職域加算額(旧3階)は、再就職(私学共済、一般企業等)のときは 支給されますが、再任用等で国・地共済の年金制度に加入したときは、全額支給停止となります。
- № P32 年金受給者の在職中(公務員、会社員)の場合の年金停止額計算を参照してください。

#### (2) 雇用保険の給付を受ける方の調整

65 歳未満の年金受給者の方が雇用保険の給付を受けることになったときで、以下に該当する場合は年金の支給が停止されます。

- ・対象となる年金
  - ○繰上げ支給の老齢厚生(退職共済)年金
- ・雇用保険の給付の種類・調整
- ア 失業給付の基本手当

離職後に公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みを行い、基本手当を受けることになると、対象となる方の年金は、**求職申込みをした日の属する月の翌月から 受給が終了した月**まで全額支給停止されます。

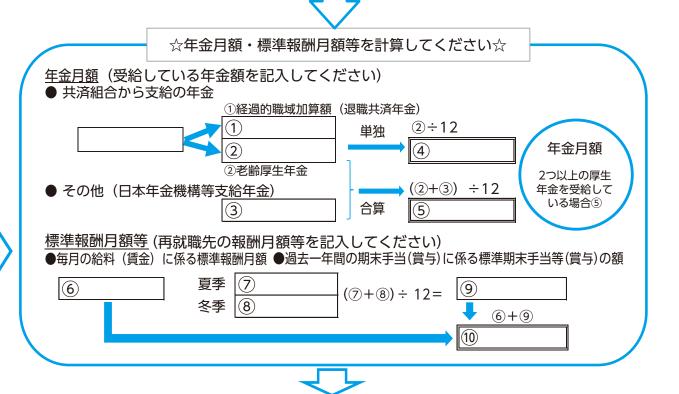
公共職業安定所に求職の申込みをする前に、基本手当の額を確認し、年金額と比較したうえで、どちらを受給するか選択するようお勧めします。

- イ 高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金) 再就職したことにより、高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職中の支給停止に加えて、一部支給停止されます。
- 原 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者で、原則として60歳以降の賃金(給与等)が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。(詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。)
- (済) 失業給付等を受給するようになった場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当(消滅) 届書」を共済組合本部へ提出してください。(用紙は、年金請求書とともに送付されます。また公立学校共済組合本部ホームページにも掲載されています。)

# 8 年金受給者の在職中(公務員、会社員)の場合の年金停止額計算

#### 年金受給者の在職停止(年金停止額)

P33記載のとおり再就職した場合、年金の全額または一部が支給停止となりますので、 下表チャートをご活用ください。

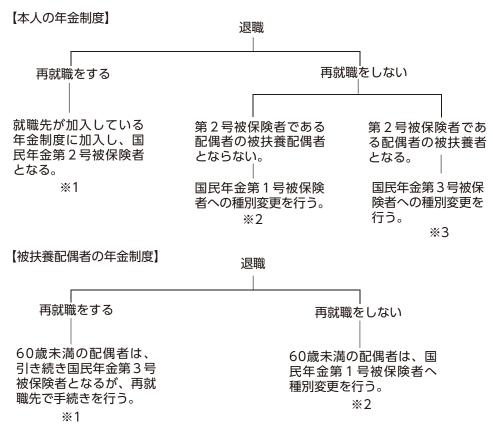


☆再就職先の年金制度に応じて停止額を計算してください☆

再就職先の年金制度		年金停止額(年額)
Α	一般 (民間等)・ 私学共済厚生年金加入	(年金月額+標準報酬月額等-51 万円)÷2×12 (④or⑤ + ⑩ -51 万円)÷2×12
В	国・地共済(再任用等) 厚生年金加入	{(年金月額 +標準報酬月額等-51 万円)÷2×12}+経過的職域加算額 {(④or⑤ + ⑩ -51 万円)÷2×12}+ ①
С	年金制度加入しない (非常勤講師等)	調整なし

#### 9 退職後の年金制度への加入

- ① 国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっています。60歳未満で組合員本人が退職したときは、国民年金の加入手続をしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者(20歳~60歳未満)となっていたときは、組合員本人が退職することによって第3号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。
  - 図 任意継続組合員になっても、共済組合の短期(医療)部分しか該当しません。長期(年金)部分はどこにも加入していないので、60歳未満の方は、国民年金等に加入してください。



- ※1 再就職先で手続が必要です。
- ※ 2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所(裏表紙参照) で手続が必要です。
- ※3 配偶者の就職先で手続が必要です。

#### 国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満 の自営業者、学生などで、第2号および第 3号に該当しない人	保険料は、本人が納付します。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 (65 歳以上で老齢年金を受ける人を除く。)	保険料は、加入している共済組合等(実施 機関)が一括して拠出します。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以 上60歳未満の人	保険料は、第2被保険者が加入する共済組 合等(実施機関)が一括して拠出します。

第2号被保険者とは、65 歳未満の組合員または65 歳以上70 歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしていない組合員。なお、組合員(65歳以上70歳未満)で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている場合は国民年金第2号に該当しないため、被扶養配偶者は、60歳未満であっても第3号被保険者に該当せず第1号被保険者となる。

#### 10 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し(以下「離婚等」という。)をした場合、婚姻期間中の給料(標準報酬月額)および期末手当等(標準期末手当等)の額(以下「標準報酬総額」という。)を当事者間で分割することができます。

原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に請求を行う必要があります。 なお、平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られます。

退職後の年金分割手続については、共済組合本部へお問い合わせください。

#### (1) 合意分割

当事者は、協議などにより按分割合(婚姻期間中の標準報酬総額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。)について合意したうえで、年金分割の請求(標準報酬改定請求)を行います。

#### (2) 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても相手方の標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

施行日以後は、婚姻期間中に2以上の年金制度期間があった場合、請求書を受付けた実施機関が、該当する全ての実施機関に書類を回付し同時に分割することとなります。そのため請求書を実施機関ごとに提出する必要はなくなります。

なお、情報提供においても、他の実施機関の期間における対象期間標準報酬総額を合算 して通知します。

- 必要書類については、お問い合わせ時に案内します。
- 応行日以後に作成された公正証書等に添付されている情報通知書が施行日以後に作成されていない場合は、無効となります。
- □ 年金分割の試算は、情報提供時に50歳以上の希望者のみ算出することができます。

#### 11 ワンストップサービス

施行日前は、年金の請求手続や年金相談については、共済組合の期間は共済組合へ、厚生年金の期間は日本年金機構へと別々に行っていましたが、施行日後は、本人が希望する 各実施機関で年金請求・届出手続の受付ができるようになりました。

ワンストップサービスの主な内容は下記のとおりです。

#### (1) 年金相談

年金制度・年金加入記録・各種手続に関する照会に対応します。

#### (2) 年金情報(ねんきん定期便)の提供

#### (3) 年金請求の受付手続

年金請求の受付を行います。2つ以上の被保険者期間を有する場合、他の実施機関にデータ等を回付しますので、同時に請求書を受付したこととなります。

ただし、年金の裁定及び支給は、それぞれの実施機関で行います。

#### ワンストップサービス対象とする年金種別

○老齢厚生年金

(既退職一時金受給者は、該当実施機関が受付をする。)

○遺族厚生年金

(在職死亡の場合は、加入している実施機関が受付をする。)

○離婚時の年金分割請求

障害厚生年金については、初診日において加入している実施機関が受付することが原則 となっていますので、ワンストップサービスの対象外となります。

#### (4) 年金受給権者の届出手続

各種届書等を各実施機関共通とし、届書等の受付をします。

ワンストップサービス対象とする届書(以下届書等は一部です。)

- ○年金受給権者氏名変更届 ⇒ 氏名を変更する場合
- ○年金受給選択申出書 ⇒ 年金受給権が複数ある場合
- ○年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書 等
- 図 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書や障害給付、退職一時金に関する届書等ワンストップサービス対象外の場合もありますので、事前に各実施機関(裏表紙)にお問い合わせください。

#### 12 年金額等のお知らせ

#### (1) 年金見込額

#### ア ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員 及び年金待機者の方に、毎年1回、誕生月の末日頃に年金加入期間や老齢年金の見込 み額などに関する情報を送付しています。

- 図 組合員に送付しています。(原則、公立学校共済組合本部より送付しますが、送付時期によっては、以前の加入機関から送付されることもあります。)
- 年金待機者の方には、原則として日本年金機構より送付されます。
- № 35歳、45歳、59歳の方には封書で、それ以外の年齢の方にはハガキで届きます。

#### < ねんきん定期便で確認できること >

- ・基礎年金番号 (年金等に関するお問い合わせの際に必要です。)
- ・年金加入期間 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入期間)
- ・50 歳以上の方 老齢年金の種類と見込額(現在の加入条件で60歳まで加入していた と仮定し、計算した1年間の受取見込額)
- ・50 歳未満の方 これまでの加入実績に応じた年金額(年金制度に加入した時点から、 ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入実績に応じた 年金見込額)

#### イ マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービス

令和7年3月31日をもちまして『地共済年金情報 Web サイト』はサービスの提供を終了しました。令和7年4月1日より『公立学校共済組合マイナ手続きポータル』から年金記録の電子交付を申し込むと、年金加入記録等を閲覧することができます。

利用申込手続きは、公立学校共済組合本部 HP よりリンクがございます。ご利用には、マイナンバーカードと、スマートフォンまたは IC カードリーダライタが付いたパソコンが必要です。なお、これまで地共済年金情報 Web サイトを利用されていた方であっても、あらためて利用申込手続きを行う必要があります。

#### ※年金記録の電子交付サービスをご利用できない方

一時金全額受給期間のみを有する方、退職共済年金・老齢厚生年金の年金受給者の方、離婚時の年金分割制度の適用を受けた方、老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方

#### (2)「年金払い退職給付」の積立額を確認できます

年金払い退職給付は、公務員制度の一環として平成 27 年 10 月以降に創設された新 3 階部分の年金制度です。

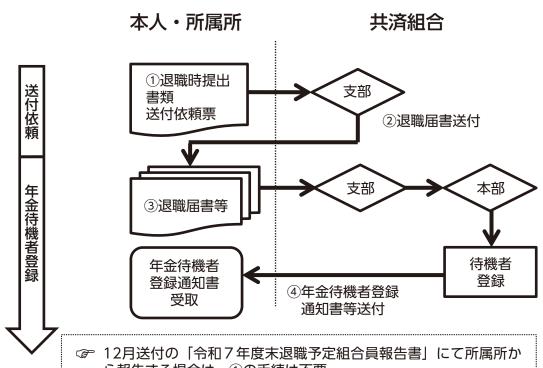
(旧3階部分である共済年金の経過的職域部分は廃止されました。)

毎年7月に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積 み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。

#### 13 年金待機者登録の手続の流れ

年金待機者登録とは、「組合員期間が1月以上あり、退職時に年金請求の資格を満たし ていない人」が、将来の年金受給に備え、共済年金の組合員期間を年金待機者として登録 することをいいます。待機者登録をするためには、「退職届書」を提出する必要があります。 各組合員の生年月日にあわせて年金受給権が発生しますので、年金の請求をスムーズに 行うためにも、必ず年金待機者登録を行ってください。

- ① 所属所より「退職時提出書類送付依頼票」(HP 事務担当者専用ページ)を FAX で 送信してください。
- ▶ 退職日を確認後に送信してください。
- ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。
- ③ 必要事項を記入・修正の上提出してください。
- □ 「履歴等証明願」(HP 組合員専用ページ)及び「勤務記録カード(簿)写し」(A4 版) も同時に提出
- ④ 「退職届書」記載の住所あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。
- 除 年金待機者登録後、年金受給権が発生するおおむね2~3ヵ月前(P42参照)に原則 として「退職届書」記載の住所宛に年金請求に必要な書類が送付されます。
- ※退職後に、再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関か ら年金請求に必要な書類が送付されます。(P 43 参照)



- ら報告する場合は、①の手続は不要
- ② 住所や氏名の変更があった場合は、届出が必要です。④に同封の 「年金待機者異動報告書」に必要事項を記入し、異動事由に応じ た書類と併せて、当共済組合本部に提出してください。

「年金待機者異動報告書」は、当共済組合ホームページからもダ ウンロードできます。

和歌山支部へ提出

退職届書



	支部	入要領に 組	合 員	番号	っきりと記 6 <b>退</b>			い。 書	(++:>	· 40 - 4-12	шт		関職日以降の日付を いてください。	記入
	30 公立学		組合理事				届	<b>=</b>	(共 <i>)</i>	組合提届出	日 令和		)年△△月××日	
婚姻等により 氏名が変わっ	退職者	氏 名	コウリ <b>公立</b>	ツ 	(名) •	太郎				生年月日	₩, 平 △	年 月 △ <mark>0</mark> 4	日 性 別 I O 1 男·女	
た場合、記入してください。	氏名 正欄	フリガナ 氏 名	(氏)		(名)					有		>	有無に○してくださ	:U°
	退職年月日	元号 昭·平 令	年 月 0 所属 1	3 3 1	改姓年月	退職時の確認して職		ึเ≀。	以姓: 和 年 成	年月日月 月日 日 (前)	□ 9 4		世年金番号 1 2 3 4 5 6 証書番号	
	所 機関名 職 名					教訓			2 3 4		5 7 8 2			
	退職者の		- <mark>× × × </mark> 更番号	住所	和歌山與	₹	紀の	川市				-	待機者番号と年金記号を既にお持ちの方字されます。	
	住所等	上欄住所 のつづき 電 記	町 名 番地等		<b> 聞〇〇</b> 7 3 6 <b>-</b> 〇0			7	忘れす			てください	<b>子ごれる</b> り。 .。 (携帯電話可)	
	住所等		番号	フリガナ 住所		都·ì	首			市(	京		町・村区(指定都市)	
忘れずは	訂正欄	欄住所つづき	コリガナ 町名番地等										印字されている住所 と異なる場合のみ、 記入してください。 ※TEL忘れずに!	
	退職者 の 配偶者	配偶者の無・		「有」の場 記入して		ー 配偶者の 生年月日	元号	年 🛆 🔾	月 1 2	□ 0 1	配偶者を扶着	をしています していない	† t)	
			事項は、事 ▲月×× <b>音</b>		~=	職日以降						者として:印字され	「認定している lます。	
	所属機	関の長	所属機関名 及び職名 氏 名	Δ	△△小学	校 畐利	欠郎				支部	受付印	本部受付印	
						共済	組合記入	、欄 (任	意)					Ī
	重複期間	退年・減過 の受給権			退職事	<b>± ±</b>	義 務 非義務	所属 区分		給 付制 限	-	- 時金	支 給 額	
	有・無	有・	無有・	無	普通 ・ 定年 ・ 勧	動奨・ 失職	義・非			有・無	種 — 8	寺 金 額	受給日 元号年月日	
		元号 年	<b>製職年月日</b>	В	退職事	<b>±</b>	義 務 非義務	 所属 区分		給付制限		円	昭和 昭和 日	
		昭・平	/3		普通・定年・	 動奨 · 失職	義・非			有・無			昭和	
	退職③	昭・平			普通・定年・	動奨 ・ 失職	義・非			有・無			昭和	
	退職④	昭・平			普通 ・ 定年 ・ 複	動奨 ・ 失職	義・非			有・無			昭和	
	退職⑤	昭・平			普通・定年・	動奨 ・ 失職	義・非			有・無				1
	<u> </u>	<u> </u>	_ ;	- 1 1			<u> </u>	i				審	査 作成者	

県教育委員会教育長 様



所	属		所	$\triangle$	小学校		
組合	員訂	E番	号	1 2	3 4 5 6		
職			名	教諭			
氏			名	公立	太郎		
生	年		В	昭和平成	△△年	4月	1日

#### 履歴等証明願

このことについて、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付の請求に必要ですので、 証明をお願いします。

> 履歴等証明願は公立学校共済組合和歌山支部のHPからダウンロードできます。 URL(https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html)

※市立(町立)の幼稚園・こども園・高等学校、または和歌山県立医科大学等は、 こちらの履歴等証明願の提出は不要です。

#### 14 年金に関する手続の流れ

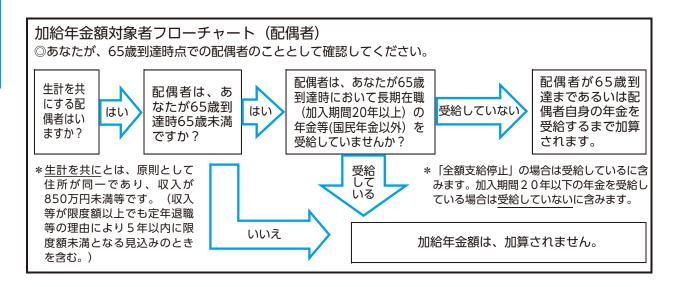
年金を受給するためには、年金を請求しなければなりません。年金は大きく分けて3つ の事由により支給されますが、年金決定の手続の流れはそれぞれの事由により異なります。

#### (1) 老齢厚生年金

#### 〈65 歳到達〉

「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」等が65歳到達時のおおむね2~3ヵ月前に送付されます。

- ▶ 老齢基礎年金(国民年金)は、単一者(年金加入期間が共済組合のみの方)は共済組合にて、混在者(年金加入期間が共済組合以外にもある方)は日本年金機構にて、それでれ65歳到達時に手続きを行います。
- で変支給開始年齢になると請求書類が送付されますので、退職して初めての誕生日に必ずしも送付されるわけではありません。
- 図を正職中あるいは退職後6ヵ月以内に支給開始年齢に到達する方には、和歌山支部より 支給開始年齢到達月に請求書類を送付します。



組合員(元組合員)からの提出書類に基づいて、和歌山支部及び共済組合本部の審査を 経て年金決定が行われます。

年金決定後に以下の書類が送付されます。

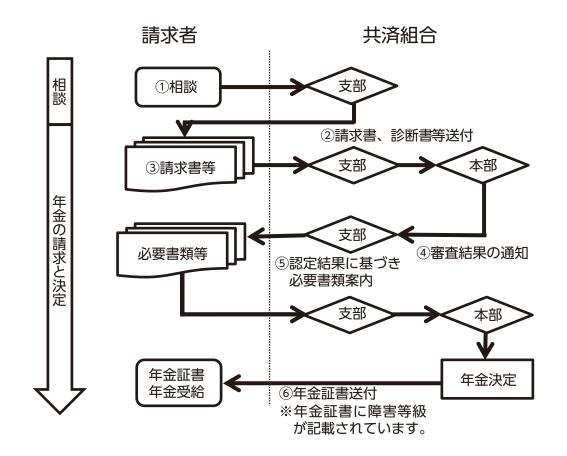
- ★ 年金証書(老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域加算額)の年金証書2種類)
- ★ 年金決定通知書
- ★ 年金のあんない
- □ 年金決定通知書は、年金証書と一体になっています。
- じず 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・ 決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

#### (2) 障害厚生(共済)年金

#### <障害厚生年金の手続の流れ>

- ① 書類を請求する前に和歌山支部に相談してください。(初診日に注意)
- ② 和歌山支部より年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)、診断書(所定の用紙)等の書類を送付します。
- ③ 年金請求書、診断書、戸籍謄(抄)本等、必要書類を和歌山支部に提出します。
- ④ 和歌山支部から本部に書類を送付し、共済組合本部の専門医による審査後、その結果が和歌山支部に通知されます。
- ⑤ 認定結果に基づき追加の必要書類を案内します。
- ⑥ 共済組合本部にて給付が決定され、年金証書が送付されます。

認定等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。



#### (3) 遺族厚生(共済) 年金

年金受給者あるいは年金待機者が死亡した場合は、死亡した方の年金証書記号番号又は 基礎年金番号を確認し、いずれかの実施機関(日本年金機構、共済組合等)に連絡してく ださい。

遺族厚生(共済)年金を受給する際には、お亡くなりになられた元組合員の年金証書が必要となりますので、必ずご家族で年金証書の保管場所を共有しておいてください。

なお、現職中の組合員が死亡した場合、支給要件に該当する遺族の有無を事前に確認し 和歌山支部に連絡してください。必要書類等は請求書類送付時にご案内します。

死亡した者	連絡先
元組合員 (年金受給者あるいは年金待機者)	いずれかの実施機関 (日本年金機構、共済組合等)
現職の組合員	和歌山支部 給付班

#### (4) 年金払い退職給付

65歳になる誕生日の数ヵ月前に、共済組合本部から退職年金(年金払い退職給付)決定請求書がご自宅あて送付されます。(P30参照)

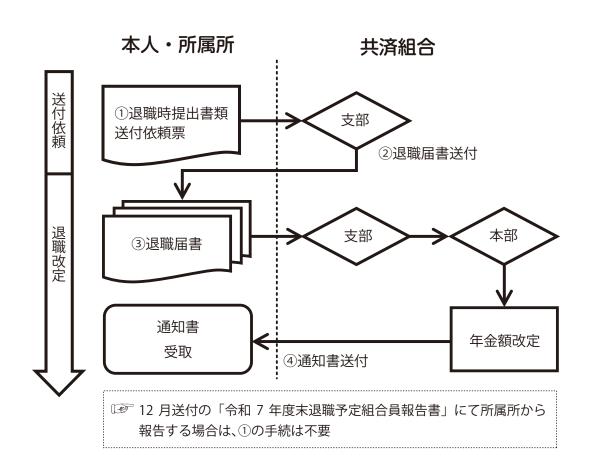
なお、提出先は公立学校共済組合本部になります。

#### 15 年金受給者の退職時の手続の流れ(退職改定について)

年金受給者が在職中(公務員、会社員等で被用者年金制度に加入)の場合、老齢厚生年金の全額、一部が支給停止となる場合があり、国、地共済の年金制度に加入したときは、年金のうち経過的職域加算額(旧3階)は全額支給停止となります。(在職停止については P33 を参照してください。)

「退職改定」とは、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加え、改めて年金額を再計算し、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。退職改定には、「退職届書」等の提出が必要です。

- ① 所属所より「退職時提出書類送付依頼票」(HP 事務担当者専用ページ)を FAX で送付してください。
- ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。
- ③ 必要事項を記入し、提出してください。
- ◎ 「履歴等証明願」(HP 組合員専用ページ) 及び「勤務記録カード(簿) 写し」(A4 版) も同時に提出
  - ④ ご本人の住所あてに本部より通知書が送付されます。
- ◎ 通知書が送付されるまで、数か月を要します。(年度末退職者の場合は8月頃となります。)



#### 16 年金受給後に手続が必要となる場合

手続先と必要な書類について、原則として共済組合本部または和歌山支部にお問い合わせください。手続に必要な書類は、電話または郵便で請求をお願いします。

一部の書類は、共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号(または基礎年金番号)、氏名をお 願いします。

#### (1) 住所、氏名または金融機関の変更をするとき

□住所の変更 ⇒原則 手続不要

住所を変更したときは、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)を利用して住所が変更されますので、原則として届出は不要です。住所変更の処理は、5ヵ月程度の期間を要するので、郵便局に郵便物の転送手続を行ってください。

以下の場合は、住所変更の手続が必要となりますので、共済組合本部に連絡してください。

- ●外国に居住している方
- ●成年後見を受けている方
- □氏名の変更

氏名を変更したときについても、住基ネットから氏名変更情報を取得するため、原則として届出は不要です。

ただし、遺族年金(遺族厚生(共済)年金や公務遺族年金)を受給されている方は、「氏名変更理由届」の提出が必要になりますので、共済組合本部または和歌山支部に連絡してください。

□公立学校共済組合支給の年金受取金融機関の変更

「年金受給権者受取機関変更届」を送付しますので、共済組合本部または和歌山支部 に連絡してください。

- 促動 提出時期により、次回の送金日までに変更処理が間に合わない場合があります。
- 愛更後の金融機関□座に送金が確認されるまで、変更前の金融機関□座を解約しないようにお願いします。

#### (2) 再就職したとき (議員になったときも含む。)

- □共済組合の組合員(国、地共済の年金制度に加入したとき)となったとき 届出方法⇒年金受給権者再就職届書・年金証書を再就職先の共済組合へ提出。
- □一般厚生年金被保険者となったとき(私立学校の教職員、民間会社等への勤務など) 届出方法 ⇒原則として届出は不要
- □国会議員、地方議会議員となった(辞めた)とき

届出方法⇒「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給 停止(解除)届」を提出してください。

(2) 議員事務局等から情報提供される場合は、届出不要です。詳細は所属の議員事務局等にお問い合わせください。

#### (3) 年金受給者に一身上の異動があったとき

#### □お亡くなりになったとき

老齢厚生年金または障害厚生年金等を受けている方がお亡くなりになったときは、これらの年金が受けられなくなりますので、共済組合本部又は和歌山支部まで速やかに連絡してください。

#### □1カ月以上所在が明らかでないとき

老齢厚生年金または障害厚生年金を受けている方の所在が1ヵ月以上明らかでないときは届出が必要ですので、共済組合本部に連絡してください。

#### (4) 年金証書をなくしたとき

#### □年金証書を紛失または破損したとき

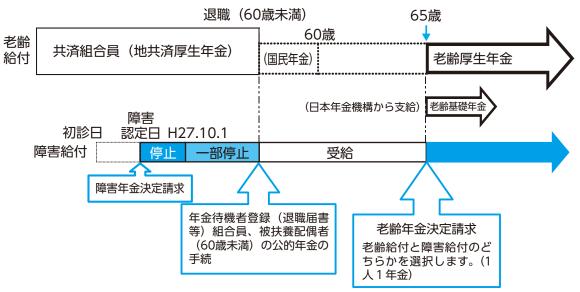
「年金証書再交付申請書」を送付しますので、共済組合本部に連絡してください。様式は共済組合本部のホームページからもダウンロードすることができます。

破損により再交付を申請するときは、「年金証書再交付申請書」に破損した年金証書を添付してください。

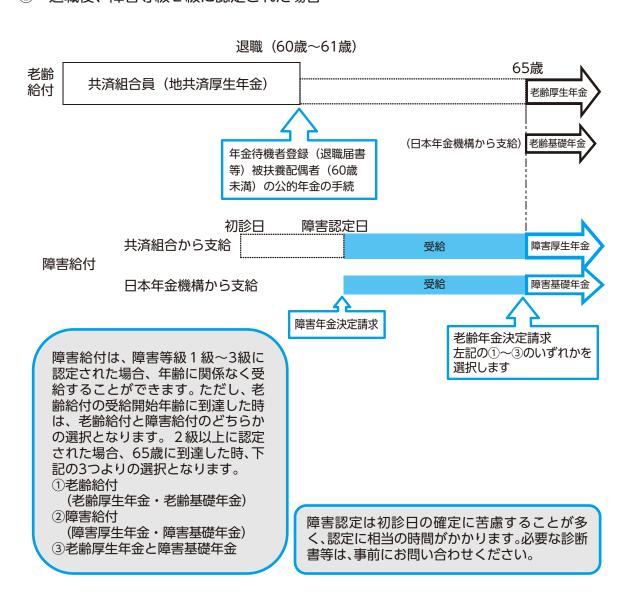
#### 17 2つ以上の年金受給権を有する場合(年金受給の選択)の手続

#### 【障害給付と老齢給付の選択】

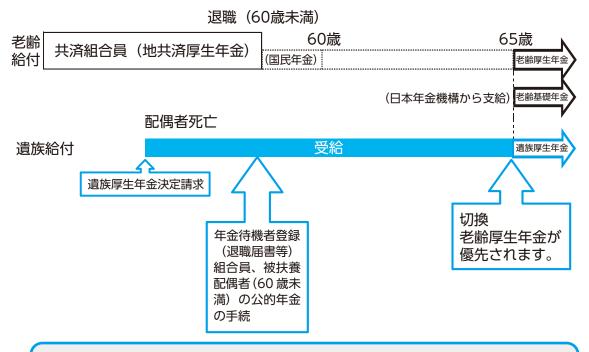
① 現職中に障害等級3級に認定された場合



② 退職後、障害等級2級に認定された場合

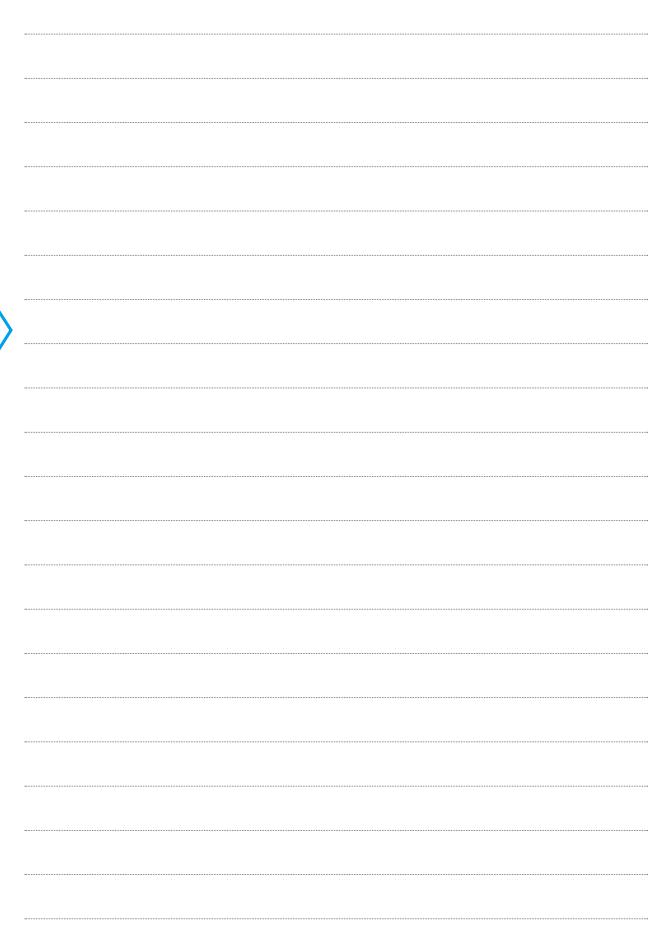


#### 【遺族給付と老齢給付の選択】



65歳に到達した時、老齢厚生年金が優先されますが、遺族厚生年金の年金額が、老齢厚生年の年金額を上回る場合は、その差額を遺族厚生年金として受給することとなります。 (老齢厚生年金・老齢基礎年金と差額分の遺族厚生年金)

### MEMO



## 第3章

#### 共済組合貸付金

1	退職時に貸付金が残っている場合	51
	(1) 退職時に残っている貸付金の残額	51
	(2) 貸付金の返済方法	51
	(3) 借用証書の返却	51
	(4) 団体信用生命保険(債務返済支援保険制度を含む。)の脱退	51
2	再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け …	52
	(1) 再任用職員	52
	(2) 臨時的任用職員	
	(3) 任意継続組合員	52
	私的年金等の手続	
4	福祉保険制度の取扱い	E 2
1	1 = 1 = 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
2	アイリスプランの取扱い	
	(1) 年金コース	54
	(2) 医療・日常事故コース	54

#### 退職後の健診

1 2	特定健康診査等の実施について(退職者:全員)	
	宿泊施設の利用について	
1	事業一覧(退職者:全員) (1) 公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合 (2) 他の共済組合の宿泊施設を利用する場合 (3) その他 (3) その他 (4) インンバーズカード >	56
2	宿泊施設利用補助制度 (任意継続組合員のみ)	
	「湯処むろべ」(教育互助会)を利用する場合	57

#### 共済組合貸付金

#### 1 退職時に貸付金が残っている場合

貸付金を返済中の方が退職された場合は、その時点で貸付金の残高(未償還元金)と利息を合わせた額を一括返済していただきます。

再任用等で引き続き、共済組合に加入される方も、退職手当が支給される場合は一括返済となります。

(1) 退職時に残っている貸付金の残額 貸付決定時及び利率変動時に借受人に送付している「償還表」で確認してください。

#### (2) 貸付金の返済方法

未償還元金と利息 (注) を合わせた額を、退職手当から控除しますので手続は不要です。 退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「振込依頼書」 を借受人の退職時の所属所に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

(注) 利息…給料・ボーナスから最終に控除した日より退職手当支給日(完済日) までの利息です。

1月以降は、全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

#### (3) 借用証書の返却

入金を確認後、退職時の所属所に郵送します。

(4) 団体信用生命保険(債務返済支援保険制度を含む。)の脱退 共済組合で手続しますので、退職に伴う手続は不要です。保険料の過納分については、 3、4か月後に保険料が引き落とされた口座に振り込まれますので、それまで口座の解約 はしないでください。

振込名義は「コウリツダン NKS」です。

## 2 再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け

#### (1) 再任用職員

ア 貸付けの種類と条件 高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

#### 〈表 1〉

貸付けの種類	貸付けの条件
高額医療貸付け	組合員証を使って診療を受けることができる傷病で、高額療養費の対象となるとき ※現物給付による高額療養費支給を受ける場合を除く。
出産貸付け	出産費、家族出産費の支給の対象となる出産の 支払のための資金を必要とするとき ※出産費等の直接支払制度を利用される方を除 く。
特別貸付け	臨時に資金を必要とするとき

#### ィ 特別貸付けの限度額

給料月額  $\times \frac{3}{10} \times$  残任期月数(10万円未満切捨て) % 200万円を限度とします。

#### (2) 臨時的任用職員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け 貸付けの条件は、上記〈表1〉を参照してください。

(注) 引き続く組合員期間が6月以上の組合員が利用できます。

※6月経過後、貸付可能となります。

#### (3) 任意継続組合員

ア 貸付けの種類と条件 高額医療貸付け、出産貸付け 貸付けの条件は、上記〈表1〉を参照してください。

利用される場合は、事前に貸付担当までお問合せください。

#### 私的年金等の手続

#### 1 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)

令和元年度末退職者(令和2年4月1日に組合員資格を喪失した人)から、退職時の年齢に関わらず退職後(組合員資格喪失後)も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました(退職時の年齢は問いません)。

退職した年の 10 月 31 日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11 月 1 日 以降も自動更新\*となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃 にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。

また、期間途中での保障内容の変更はできませんが、受取人や住所等は期間途中でも変更可能です。

※ 保険期間は1年間(11月1日~翌年10月31日)で以後、毎年更新

#### 〈制度別の継続加入可能年齢〉

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通)
傷病休職給付金	継続不可(在職中の就業障害に対する給付のため、退職月 の属する月の末日で脱退)
入院費用給付金 (女性疾病給付金を含む)	保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通) 保険年齢22歳まで更新継続可能(こども)
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通)
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

(注)ファミリー年金の死亡給付金の単独加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金 のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120 — 778 — 599	月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く)
請求相談センター	給付金の請求	0120 — 660 — 998	10:00~16:00

#### 2 アイリスプランの取扱い

#### (1) 年金コース

年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。 年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

#### (2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団サービスセンター	年金コース医療・日常事故コース	0120 — 491 — 294	月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00

#### 退職後の健診

#### 1 特定健康診査等の実施について(退職者:全員)

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当 共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるま での組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候 群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

退職後は、加入する各医療保険者から受診券が送付されることとなりますが、公立学校 共済組合の任意継続組合員になられた方は、当支部よりご本人及びその被扶養者に対し、 特定健康診査の受診券を送付します。また、短期組合員になられた方については希望者の みに送付しますので、ご希望の方は公立学校共済組合和歌山支部までご連絡ください。

なお、特定健康診査の結果、保健指導が必要な方については、別途、特定保健指導利用 券を送付します。

#### 2 人間ドック・予防接種補助(任意継続組合員のみ)

#### (1) 人間ドック

任意継続組合員となられた方で、定員50名の方に人間ドック1日コースを受診していただけます。ただし定員を超える場合は抽選となります。(自己負担金20,000円)対象者は、退職年度において人間ドックを受診していない方で、任意継続組合員期間中に1回限りの受診となります。

※記載の自己負担金は令和7年度の内容です。令和8年度の事業内容により異なる場合があります。

#### (2) 予防接種補助

医療機関でのワクチン接種(インフルエンザ、風疹、子宮頸がん等)に係る費用補助 を行います。

(1)(2)の申込方法は、5月頃(年度末退職者の方)に案内を送付しますのでそちらをご覧ください。

#### 宿泊施設の利用について

#### 事業一覧 (退職者:全員)

#### (1)公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合

宿泊施設特別利用者証(以下、特別利用者証)は、公立学校共済組合員であったことを証明 し、宿泊施設を組合員料金でご利用いただけるカードです。

利用する公立学校共済組合の宿泊施設に、特別利用者証を提示してください。

#### ア 特別利用者証を利用できる方

本人とその家族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)

イ 紛失した場合

公立学校共済組合和歌山支部に申し出てください。

ウ 有効期限

利用期限はございませんので、生涯ご利用いただけます。

#### (2) 他の共済組合の宿泊施設を利用する場合

特別利用者証を提示することにより、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。 組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者本人のみで、ご家族の方は一般料金とな ります。

#### 相互利用の対象となる共済組合

- ・国家公務員共済組合連合会
- ·防衛省共済組合
- ・日本私立学校振興・共済事業団 ・各市町村職員共済組合
- ・地方職員共済組合
- · 警察共済組合
- ・東京都職員共済組合

- · 全国市町村職員共済組合連合会
  - ・指定都市職員共済組合

  - ・都市職員共済組合
  - · 文部科学省共済組合

#### (3) その他

「公立共済メンバーズカード」

このカードをご提示いただくと、公立共済やすらぎの宿 をご利用の際に組合員料金の適用を受けることができます。

#### 特典

- ○入会金・年会費永年無料 ○空港ラウンジサービス
- ○ポイントサービス ETC カード ○ショッピングガード 他

#### カードのお申し込み・お問い合わせはホームページまたはお電話

公立共済メンバーズデスク

フリーダイヤル 0120 - 258 - 678 受付9:30~17:30

日曜日、年末年始(12月31日~1月3日)を除く

#### 2 宿泊施設利用補助制度(任意継続組合員のみ)

任意継続組合員に加入された方は、和歌山支部からの補助が受けられます。

下記の内容は令和7年度の事業内容です。

令和8年度の事業内容は、5月頃自宅に送付します。

事業内容については、毎年度、和歌山支部運営審議会で決定しているため単年度事業となっています。

- ・公立学校共済組合和歌山宿泊所「ホテルアバローム紀の国」
- ・県外の公立学校共済組合の宿泊・保養施設
- ・和歌山県教育互助会「湯処むろべ」

を利用する場合

対 象 者	任意継続組合員本人
補助額	宿泊 2,500 円
利用回数	年度間6回
利用方法	指定宿泊施設利用補助券を施設に提出してください。
	〈申請手続〉
	指定宿泊施設利用補助券申込書に必要事項を記入のう
	え、返信用封筒を同封し、公立学校共済組合和歌山支部
	に申請してください。

# **脳後の健診/宿泊施設の利用共済組合貸付金/私的年金**

MEMO

## 第4章

#### **退職手当**(県費支弁教職員対象)

	退職手当とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	bU
2	請求手続	
3	支給予定日	
4	退職手当の計算	
	(1) 退職手当の基本額	
	(2) 退職手当の調整額	
	(3) 応募認定による定年前早期退職者の特例	
5	勤続期間の計算	
6	退職手当と税金	
	(1)分離課税方式 ······	
	(2)特別控除制度 ······	
	(3) 住民税の一括徴収	
7	お問い合わせ	
	<別表1>退職手当の退職事由別支給率	
	<別表2>退職手当の調整額	65
	財形貯蓄(県費支弁教職員対象)	
1	財形貯蓄 (県費支弁教職員対象) 退職に伴う手続	
1 2		66
•	退職に伴う手続	66
•	退職に伴う手続	66 66
2	退職に伴う手続 再就職する場合の手続 児童手当(県費支弁教職員対象)	66 66

#### 退職手当

#### 1 退職手当とは

職員が退職した場合 (1) に、「職員の退職手当に関する条例」に基づいて支給 (2) される手当です。

#### 2 請求手続

退職手当は、本人からの請求に基づいて支給されます。

本 人



学校



県教育委員会



振込先口座へ 振 込

書類の提出期限については、小中学校及び県立学校の給与事務担当者に確認してください。 年度末は多数の退職者があるため、退職の発令日前にあらかじめ書類の提出期限 (3) を設けています。

請求には、次の書類が必要となります。

#### 〇必ず必要となる書類

- ・退職手当請求書
- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・履歴書
- ・振込先口座の預金通帳の写し(A口座の場合は不要。)
- ·退職手当報告書(事務担当者作成)

#### ○該当者 (4) のみ必要となる書類

- · 前歷証明書
- ・退職手当支給等に関する証明書

なお、提出期限に遅れたり、記入漏れや記入誤りがあると、退職手当の支給が遅れる場合がありますので、注意してください。

#### 3 支給予定日

年度末退職者に対する退職手当の支給日は、4月末日を予定しています。 支給予定日については、学校の給与事務担当者に確認してください。

#### 4 退職手当の計算

退職手当の金額は、次の式によって計算されます。

退職手当=退職手当の基本額× 0.837 +退職手当の調整額

#### (1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、次の式によって計算されます。

退職手当の基本額=退職日の給料月額×支給率

- (1) 任期付職員、臨時的任用職員は含まれますが、在職期間が6月以上となる場合に限ります。 なお、再任用職員は含まれません。
- (2) 引き続き他の地方公共団体等の職員となる場合は支給されないことがあります。
- (3) 令和7年度末定年退職者(旧定年年齢に達した職員含む)の提出期限は、別途通知の予定です。
- (4) 国及び他の地方公共団体等の職員として勤務した履歴がある場合に必要となります。

退職日の給料月額には、「教職調整額」と「給料の調整額」を含みます。 支給率 (5) は、勤続期間と退職事由によって異なります。

#### (2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額<sup>(6)</sup> は、その人の在職期間の各月ごとに、その人が属していた区分に応じて定める額のうち、その額が高い方から5年分(60月分)を合計した額です。

#### (3) 応募認定による定年前早期退職者の特例

応募認定による退職者にあっては、退職日の給料月額は「特例給料月額」を用いて計算します。

特例給料月額は、次の式によって計算されます。

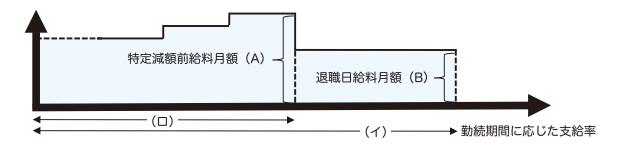
	特	<b>持例</b> 総	斜点	額=	退職	は日の	)給料	月額	į× {	1+	· (加	]算率	<u>*</u> *1)	}		
年齢	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59 *2	60
加算率(%)	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2	0

(\*1) 加算率: 3%×定年までの残年数(残年数が1年の場合は2%)

(\*2) 年齢が59歳で誕生日が4月2日から10月1日までの者の加算率は0%となります

#### (4) 退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)

- ・定年引上げに伴い 60 歳超の期間の給与が以下のとおり減額される職員に対し退職手当の 基本額の計算方法の特例が適用されます。
  - ・職員が60歳に達した日後最初の4月1日以降、7割水準の給料月額となる場合
  - ・管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合



#### 退職手当の基本額

- =特定減額前給料月額(A)×減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)×調整率+退職日給料月額(B) ×(退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ)ー減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ))×調整率
- ※特定減額前給料月額(A)…特定日前の最も高かった給料月額
- ※退職日給料月額(B)…退職日の給料月額(7 割水準の給料月額)+管理監督職勤務上限年齢調整額

なお、60歳に達した日以降、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

#### 5 勤続期間の計算

退職手当における勤続期間の計算は、和歌山県と相互通算規定のある公務員として引き続いた (7) 在職期間により計算されます。在職期間の計算は、公務員となった月から退職した月までの月数により行いますので、月途中の採用又は退職であっても、その月は1月と計算されます。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合、その端数が6月未満の場合は切り捨て、6 月以上の場合は切り上げて計算します。

なお、次の事由による期間は在職期間から除かれます。

- ○その期間の全てが除算となるもの
  - ・専従休職 ・自己啓発休業 ・配偶者同行休業
- ○その期間の1/3は除算となるもの
  - ・育児休業 (子が1歳に達した月まで。ただし、育休期間の終期が平成4年 4月1日以降のものに限る。)
  - ・育児短時間勤務
- ○その期間の1/2は除算となるもの
  - ・停職 ・起訴休職 ・普通休職 <sup>(8)</sup>
  - ·介護欠勤 · 高齢者部分休業 · 大学院修学休業
  - ・育児休業 (1/3除算の場合を除く。)
- (5) 別表 1 参照
- (6) 別表2参照
- (7) 在職した期間に1日も空白がないことです。
- (8) 平成20年4月1日以降の休職期間のみ除算対象となります。

#### 6 退職手当と税金

退職手当についても所得税や住民税が課税されます。しかし、退職手当は長年の功労に対して支払われるものであり、これからの老後の生活を維持していくための重要な原資であることから、次の(1)、(2)の税法上特別な優遇措置がとられています。

#### (1) 分離課税方式

所得税は基本的には総合課税方式ですが、退職手当を全体の収入と合算して課税されると大変な税額になってしまいます。そこで退職手当については、退職所得として、特別に分離して課税することになっています。また、住民税は通常の場合、その年の所得に対して翌年課税されますが、退職手当にかかる住民税は現年課税といって、退職手当を受け取ったとき、退職手当から差し引いて、その年に納める仕組みになっています。

#### (2) 特別控除制度

退職手当では、勤続年数に応じた特別控除制度を設け、退職手当から退職所得控除額を 差し引いた残額の1/2を課税退職所得額としています。

退職所得控除額は勤続年数に応じ、次のように計算します。

勤続年数が20年以下の場合(勤続年数1年でも80万円)

退職所得控除額= 40 万円×勤続年数

#### 勤続年数が20年超の場合

退職所得控除額=800万円+70万円×(勤続年数-20年)

#### (3) 住民税の一括徴収

退職手当にかかる住民税は源泉徴収されていますが、毎月、給与から月割りで徴収(特別徴収)していた住民税については、退職により給与から徴収することができなくなります。よって、徴収することができなくなった4月分、5月分の住民税については、退職手当から一括して徴収することとなります。

退職手当は、分離課税であるため、特に確定申告の必要はありません。

しかし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、支給額に対して一律 20.42%という高率の所得税がかかりますので、あらためて自分で確定申告をして還付を受けなければならないことになります。

また、退職後に再就職していない場合などには、確定申告を行うことにより、給与所得で控除しきれなかった分について、退職所得の源泉徴収から所得税の還付を受けられることもありますので、税務署等で確認してください。

#### 7 お問い合わせ

本人確認ができないため、電話による退職手当支給額のお問い合わせには、応じられませんのでご了承願います。なお、給与事務担当者に退職手当試算ソフトを提供していますので、給与事務担当者に試算をしてもらうことができます。

#### 退職手当の退職事由別支給率

	職
個	丰
벁	깍
$\triangle$	=
型	<u>_</u>
確	IJ
=	形
<b>延</b> 拠	貯
拠	岦
ж	"
岸	íp
大	灴
金	荲
	手
	ᅶ

退

勤続	<b>☆</b> ¬₩◇	炬床	<b>京</b> 左	応募認定(早期退職)			
年数	自己都合	傷病	定年 (任期満了)	1年以上24年以下	勤続 25 年以上		
1	0.600	1.000	1.000	1.250			
2	1.200	2.000	2.000	2.500			
3	1.800	3.000	3.000	3.750			
4	2.400	4.000	4.000	5.000			
5	3.000	5.000	5.000	6.250			
6	3.600	6.000	6.000	7.500			
7	4.200	7.000	7.000	8.750			
8	4.800	8.000	8.000	10.000			
9	5.400	9.000	9.000	11.250			
10	6.000	10.000	10.000	12.500			
11	8.880	11.100	13.875	13.875			
12	9.760	12.200	15.250	15.250			
13	10.640	13.300	16.625	16.625			
14	11.520	14.400	18.000	18.000			
15	12.400	15.500	19.375	19.375	23.250		
16	15.390	17.100	21.375	21.375	24.900		
17	16.830	18.700	23.375	23.375	26.550		
18	18.270	20.300	25.375	25.375	28.200		
19	19.710	21.900	27.375	27.375	29.850		
20	23.500	23.500	29.375	29.375	31.500		
21	25.500	25.500	31.375	31.375	33.150		
22	27.500	27.500	33.375	33.375	34.800		
23	29.500	29.500	35.375	35.375	36.450		
24	31.500	31.500	37.375	37.375	38.100		
25	33.500	33.500	39.750		39.750		
26	35.100	35.100	41.550		41.550		
27	36.700	36.700	43.350		43.350		
28	38.300	38.300	45.150		45.150		
29	39.900	39.900	46.950		46.950		
30	41.500	41.500	48.750		48.750		
31	42.700	42.700	50.550		50.550		
32	43.900	43.900	52.350		52.350		
33	45.100	45.100	54.150		54.150		
34	46.300	46.300	55.950		55.950		
35	47.500	47.500	57.000		57.000		
36	48.700	48.700	57.000		57.000		
37	49.900	49.900	57.000		57.000		
38	51.100	51.100	57.000		57.000		
39	52.300	52.300	57.000		57.000		
40	53.500	53.500	57.000		57.000		
41	54.700	54.700	57.000		57.000		
42	55.900	55.900	57.000		57.000		
43	57.000	57.000	57.000		57.000		
44	57.000	57.000	57.000		57.000		
45	57.000	57.000	57.000		57.000		

#### 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、次の(1)、(2)の場合を除き、在職期間の各月ごとに、その者が属していた区分に応じた調整額(月額)のうち、その額が多いものから 60 月分を合計した額となります。

- (1) 勤続4年以下の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者下記により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 勤続9年以下の自己都合退職者 退職手当の調整額は支給しない。

	調整額(月額)	教 育 職
第2号区分	59,550円	4級 (役職加算が 20%の者)
第3号区分	54,150円	4級(管理職手当1種・2種の者)
第4号区分	43,350 円	4級(第2号及び第3号以外の者)
第5号区分	32,500円	3級(管理職手当が3種の者)
第6号区分	27,100円	3級(第5号以外の者)・特2級・2級(役職加算が10%の者)
第7号区分	21,700円	2級(役職加算が5%の者)
第8号区分	0円	2級(第6号及び第7号以外の者)・1級

	行政職	研究職	学校栄養職	現業職
第2号区分	8級			
第3号区分	7級	5級		
第4号区分	6級	4級		
第5号区分	5級	3級(課長補佐級)	5級(課長補佐級)	5級
第6号区分	4級	3級	5級	4級
第7号区分	3級	2級(副主査以上)	4級·3級	3級
第8号区分	2級・1級	2級・1級	2級・1級	2級・1級

#### 財形貯蓄(県費支弁教職員対象)

#### 1 退職に伴う手続

和歌山県教育職員財産形成貯蓄(一般・年金・住宅)に加入されている方は、直接契約金融機関(契約した支店など)で手続をしてください。

#### 2 再就職する場合の手続

再就職先が財産形成貯蓄を実施している場合は、継続できる場合もありますので、契約 金融機関及び再就職先の事務担当者と相談してください。

なお、契約した支店と連絡が取れない場合は、下記の本店等に連絡してください。

#### 取扱金融機関一覧表

金融機関	担当部課	電話番号	郵便番号	所在地
(株)紀陽銀行	ハローサービスセンター	0120-037-389	640-8392	和歌山市中ノ島 2240
近畿労働金庫	業務部	06-6449-0520	550-8538	大阪市西区江戸堀1丁目12番1号 ろうきん肥後橋ビル7階
三菱UFJ信託銀行(株)	財形事務センター	03-5391-7920	170-8610	東京都豊島区西池袋 1-7-7 東京西池袋ビル
きのくに信用金庫	事務部	073-432-5000	640-8655	和歌山市本町 2-38
和歌山県信用農業協同 組合連合会	営業部	073-488-5550	640-8331	和歌山市美園町 5-1-1 JAビル4階
明治安田生命保険相互会社	和歌山支社	073-431-3401	640-8154	和歌山市六番丁17
ジブラルタ生命保険 (株)	収納サービスチーム	03-6720-7462	108-8228	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス

#### 児童手当(県費支弁教職員対象)

#### 1 引き続き受給するための手続

退職により県から不支給となる職員で、引き続き児童手当の支給要件を満たしている場合は、居住地の市町村で退職した日から 15 日以内に認定請求手続きを行ってください。 児童手当の受給については、手続きが遅れると遡及されませんので注意してください。 なお、市町村での手続に必要となる消滅通知書(県発行)がお手元に届くまでに時間がかかることがあります。その場合は、消滅通知書が届くまで待たず、手続を行ってください。

#### 個人型確定拠出年金(iDeCo)(県費支弁教職員対象)

#### 1 退職に伴う手続

個人型確定拠出年金に加入している方は、直接契約金融機関に退職した旨を申し出て退職後の手続について確認してください。

#### 〈公立学校共済組合全国宿泊施設一覧〉

インターネット宿泊予約 https://www.kourituyasuragi.jp/ やすらぎの宿

検索

支部名	施設名	電話	郵便番号	所在地
北海道	ホテルライフォート札幌	011-521-5211	064-0810	北海道札幌市中央区南 10 条西 1
岩手	サンセール盛岡	019-651-3322	020-0883	岩手県盛岡市志家町 1-10
宮城	ホテル白萩	022-265-3411	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19
福島	あづま荘 (飯坂温泉)	024-542-3381	960-0201	福島県福島市飯坂町字中ノ内 1-1
茨城	ホテルレイクビュー水戸	029-224-2727	310-0015	茨城県水戸市宮町 1-6-1
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	048-601-5555	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2
千 葉	ホテルポートプラザちば	043-247-7211	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港 8-5
富山	パレブラン高志会館	076-441-2255	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1
長野	ホテル信濃路	026-226-5212	380-0936	長野県長野市中御所岡田町 131-4
IX ±J′	みやま荘 (浅間温泉)	0263-46-1547	390-0303	長野県松本市浅間温泉 3-28-6
岐 阜	ホテルグランヴェール岐山	058-263-7111	500-8875	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
愛知	ホテル ルブラ王山	052-762-3151	464-0841	愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-18
三重	プラザ洞津	059-227-3291	514-0042	三重県津市新町 1-6-28
大阪	ホテルアウィーナ大阪	06-6772-1441	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
	花のいえ	075-861-1545	616-8382	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9
兵 庫	ホテル北野プラザ六甲荘	078-241-2451	650-0002	兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14
奈 良	ホテル リガーレ春日野	0742-22-6021	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 757-2
和歌山	ホテルアバローム紀の国	073-436-1200	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2
鳥取	白兎会館	0857-23-1021	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町 556
島根	サンラポーむらくも	0852-21-2670	690-0887	島根県松江市殿町 369
岡山	ピュアリティまきび	086-232-0511	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
Ш	セントコア山口(湯田温泉)	083-922-0811	753-0056	山口県山口市湯田温泉 3-2-7
愛媛	にぎたつ会館(道後温泉)	089-941-3939	790-0858	愛媛県松山市道後姫塚 118-2
高知	高知会館	088-823-7123	780-0870	高知県高知市本町 5-6-42
福岡	福岡リーセントホテル	0120-80-7741	812-0053	福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1
111111111111111111111111111111111111111	小倉リーセントホテル	093-581-5673	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐賀	グランデ はがくれ	0952-25-2212	840-0815	佐賀県佐賀市天神 2-1-36
長崎	ホテルセントヒル長崎	095-822-2251	850-0052	長崎県長崎市筑後町 4-10
熊本	水前寺共済会館グレーシア	096-383-1281	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18
大 分	豊泉荘 (別府温泉)	0977-23-4281	874-0902	大分県別府市青山町 5-73
鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	099-206-3838	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25

#### お問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部(和歌山県教育庁総務課福利厚生室内)

請求書等郵送先:〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

所在地:和歌山市湊通丁北2-1-2 ホテルアバローム紀の国 2階

[給付

**☎**073-499-7147 班 2073-499-7146

「経 理 班 ☎073-499-7140

#### 和歌山県内市町村役場 連絡先一覧表

## 健 康 保険 国民年金のことは

市町村	電話番号
和歌山市	073-432-0001
海南市	073-482-4111
橋本市	0736-33-1111
有田市	0737-83-1111
御坊市	0738-22-4111
田辺市	0739-22-5300
新宮市	0735-23-3333
紀の川市	0736-77-2511
岩出市	0736-62-2141
紀美野町	073-489-2430
かつらぎ町	0736-22-0300
九度山町	0736-54-2019
高野町	0736-56-3000
湯浅町	0737-63-2525
広川町	0737-63-1122

市町村	電話番号
有田川町	0737-52-2111
美浜町	0738-22-4123
日高町	0738-63-2051
由良町	0738-65-0200
印南町	0738-42-0120
みなべ町	0739-72-2015
日高川町	0738-22-1700
白浜町	0739-43-5555
上富田町	0739-47-0550
すさみ町	0739-55-2004
那智勝浦町	0735-52-0555
太地町	0735-59-2335
古座川町	0735-72-0180
北山村	0735-49-2331
串本町	0735-62-0555

#### 日本年金機構各年金事務所

厚生年金 国民年金等の ことは

和歌山西年金事務所(〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43) TEL 073-447-1660

和歌山東年金事務所(〒640-8541 和歌山市太田3-3-9)

TEL 073-474-1841 田辺年金事務所(〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8)

TFL 0739-24-0432

田辺年金事務所新宮分室(〒647-0016 新宮市谷王子町456-1) TEL 0735-22-8441

私学共済全般 のことは

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 (〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号)

TEL 03-3813-5321(代表)

公立学校共済 組合の年金の ことは

公立学校共済組合本部(年金相談窓口)

(〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5) TEL 03-5259-1122

ご質問・ご相談フォーム(https://www.kouritu.or.jp/)

●トップページ→●年金受給 者(待機者)向け手続き→●年 金相談窓□→●ご質問・ご相 談専用フォームへをクリック

公立学校共済組合和歌山支部(年金相談窓口)

(〒640-8585 和歌山市小松原通1-1)

TEL 073-423-6620